

議事日程第1号

令和4年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和4年3月3日（木）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1) 事務報告

2) 監査の結果報告

3) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 発委第 1号 錦江町議会会議規則の一部を改正する規則について
(議会運営委員長提出)

日程第6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度錦江町一般会計補正予算(第7号))
(町長提出)

日程第7 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度錦江町一般会計補正予算(第8号))
(同 上)

日程第8 議案第 1号 令和3年度錦江町一般会計補正予算(第9号)について
(同 上)

日程第9 議案第 2号 令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同 上)

- 日程第 10 議案第 3 号 令和 3 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
(町 長 提 出)
- 日程第 11 議案第 4 号 令和 3 年度錦江町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別
会計補正予算 (第 3 号) について
(同 上)
- 日程第 12 議案第 5 号 令和 3 年度錦江町介護保険事業 (サービス事業勘定)
特別会計補正予算 (第 3 号) について
(同 上)
- 日程第 13 議案第 6 号 令和 3 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
(同 上)
- 日程第 14 議案第 7 号 令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号) について
(同 上)
- 日程第 15 議案第 8 号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について
(同 上)
- 日程第 16 議案第 9 号 錦江町肝属郡医師会立病院再整備基金条例について
(同 上)
- 日程第 17 議案第 10 号 錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税
基金条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 18 議案第 11 号 錦江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 19 議案第 12 号 錦江町神川キャンプ場条例及び錦江町花瀬自然公園条例
の一部を改正する条例について
(同 上)

- 日程第 20 議案第 1 3 号 錦江町文化センター条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)
- 日程第 21 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
(同 上)
- 日程第 22 議案第 1 4 号 令和 4 年度錦江町一般会計予算について
(同 上)
- 日程第 23 議案第 1 5 号 令和 4 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について
(町 長 提 出)
- 日程第 24 議案第 1 6 号 令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 25 議案第 1 7 号 令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 26 議案第 1 8 号 令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 27 議案第 1 9 号 令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 28 議案第 2 0 号 令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について
(同 上)

(日程第 22 議案第 1 4 号から日程第 28 議案第 2 0 号までを一括上程、提案理由を含めて町長の施政方針について説明、総括質疑のあと、予算審査特別委員会へ付託)

散 会

令和4年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和4年3月3日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 朗		
副町長	有村 智 明		
教育長	畑中 清 和		
総務課長	坪内 裕二郎	産業振興課長	宮園 守
政策企画課長	高崎 満 広	観光交流課長	福園 奈美
未来づくり課長	中島 裕 二	住民生活課長	舞原 利博
健康保険課長	猪鹿 倉勝志	産業建設課長	荒木 義文
介護福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	落司 毅
住民税務課長	川路 洋 志	教育課長	今熊 武朗
会計課長	永吉 和 幸	財政管財係長	山王 洋介
建設課長	岩下 和 文	総務課総務チームリーダー	菖蒲 洋二
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊 一		

令和4年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和4年3月3日(金) 午前10時00分
錦江町議会議場

	(開 会・開 議)
○笹原議長	おはようございます。ただいまから、令和4年度第1回錦江町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。
	(日 程 報 告)
○笹原議長	本日の議事日程はあらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、水口君。 11番、中野君を指名します。
	日程第2 会期決定の件
○笹原議長	日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。 本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。
	日程第3 諸般の報告
○笹原議長	日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。 次に、令和3年11月22日、令和3年12月20日、令和4年1月20日、2月22日実施の例月出納検査結果報告書、令和3年10月12日、19日実施の学校分定例監査結果報告書、令和3年10月25日から27日実施の定例監査結果報告書、令和3年11月22日実施の随時監査結果報告書、令和4年1月18日実施の補助団体等に関する監査結果報告書、令和4年1月19日実施の備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。 次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。これで諸般の報告を終わります。

	日程第4 行政報告
○笹原議長	日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。3月議会定例会を招集しましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>12月20日、町長就任以降の主な活動につきまして、ご報告申し上げます。12月20日、就任式がございまして、職員の皆さんに諸課題解決のため一緒に知恵を出し、汗をしながら取り組んでいただきたいとお話いたしました。</p> <p>1月3日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期されておりました、令和3年と令和4年の成人式が時間を分けて挙行されました。新成人の皆さんに多くの試練が待ち構えているかもしれませんが、自信、希望、勇気を持って果敢にチャレンジしていただくようお願いいたしました。</p> <p>1月6日、消防出初め式が久しぶりに平日開催となり、団員の皆さんに日頃の予防消防活動への感謝と各種表彰を行いました。</p> <p>1月8日、森山代議士が来訪いただきましたので、肝属郡医師会立病院再整備のための財政支援についてお願いをいたしました。その後、町内農業事業者約20名の方々への国政報告や農業事業者からの要望について、意見交換をさせていただきました。</p> <p>1月16日深夜、トンガ海底噴火に伴う津波注意報が発令されたため、総務課及び政策企画課職員を招集し、情報連絡体制を引くとともに、総合交流センター及び神川小学校校舎を自主避難所として開設し、総合交流センターには11世帯15名の方々が避難されました。加えて、運動公園駐車場に約50台の車両避難や高台の町道、県道沿いへの避難があり、移動困難者の多い我が町で避難の方法、訓練等について再度検証しなければならないと感じたところでございます。</p> <p>1月24日、南州エコプロジェクト株式会社さんと畜産濃厚飼料の地産地消や遊休農地の利活用など地域活性化包括連携協定を締結いたしました。農耕飼料の国産自給率は約12%であるため、畜産、養豚、養鶏の安定した飼料確保を主眼に長い取組にはなりますが、着実に成果を求めていきたいと思っております。</p> <p>2月8日、第4回肝属郡医師会立病院再整備基本計画策定委員会を開催し、整備概要について、委員の皆様からご意見をいただきました。現在、24日の自治会長便で町内各世帯に事業概要と意見募集のチラシを配布しており、3月16日までにご意見をお寄せいただくようお願いしてございます。</p>

	<p>2月11日、森山代議士がご来訪いただきましたので、田代支所敷地の木質バイオマスプラントの稼働状況、畜産基盤を支えるのこくず工場の視察、ゲストハウスよろっででの未来づくり専門員との意見交換、神川海岸の海砂の浚渫等のお願いをいたしました。</p> <p>鹿児島市の市町村自治会館1階レストランオージュで、3月から5月まで錦江町産の食材を使った食事が提供されています。田代の米、野口産の苺、うんめもん会のけせん団子、城下製茶のお茶、坂下水産のヒラマサ、仮屋ファームの舞桜豚、遊喜農園のスナッフエンドウ、福岡園芸のミニトマトなど多くの食材をご利用いただいておりますので、議員の皆様も鹿児島市内に行かれた際はぜひご賞味ください。</p> <p>以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。</p>
	(新田町長 降壇)
	日程第5 発議第1号
○笹原議長	これで行政報告が終わりました。日程第5、発議第1号、錦江町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。6番、染川君。
	(染川議会運営委員長 登壇)
○染川議会運営委員長	<p>皆さん、おはようございます。発議第1号、錦江町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。</p> <p>ペーパーレス会議システムの導入を控え、議員及び関係執行機関の職員が、議場内で情報機器端末を使うことができるようにするために改正するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
	(染川議会運営委員長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから発議第1号、錦江町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって発議第1号、錦江町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。
	日程第6 承認第1号

○笹原議長	日程第6、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和3年度錦江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	承認第1号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 令和3年度錦江町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正総額は9,597万5千円の増額で、累計は69億519万円となりました。 主な内容につきましては、歳出は子育て世帯への臨時特別給付金事業における時間外勤務手当を63万円、子育て世帯への生活支援特別給付金を9,500万円それぞれ増額したものでございます。 また、歳入につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業に充当する、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を9,597万5千円増額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金及び歳出3款民生費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これから承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和3年度錦江町一般会計補正予算（第7号）を採決します。お諮りします。承認第1号は承認することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和3年度錦江町一般会計補正予算（第7号）は、承認することに決定しました。
	日程第7 承認第2号
○笹原議長	日程第7、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和3年度錦江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	承認第2号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 令和3年度錦江町一般会計補正予算（第8号）につきましては、補正総額が1億9,914万7千円の増額で、累計は71億433万7千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は子育て世代等臨時特別支援事業における振

	<p>り込み手数料を 65 万円、住民税非課税世帯臨時特別給付金を 1 億 9,720 万円それぞれ増額したものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては、子育て世帯臨時特別支援事業に充当する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を 1 億 9,914 万 7 千円増額したものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 14 款国庫支出金及び歳出 3 款民生費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、承認第 2 号、専決処分した事件の承認について、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算 (第 8 号) を採決します。お諮りします。承認第 2 号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号、専決処分した事件の承認について、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算 (第 8 号) は、承認することに決定しました。
	日程第 8 議案第 1 号
○笹原議長	<p>日程第 8、議案第 1 号、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算 (第 9 号) についてを議題とします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 1 号、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算 (第 9 号) につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額が 734 万 5 千円の増額で、累計は 71 億 1,168 万 2 千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出はふるさと納税事業に係る手数料を 1,142 万円、新型コロナウイルス対策費におけるにしきの里改修工事実施設計業務委託料を 150 万円、それぞれ増額するとともに、剰余財源で新たに創設する、肝属郡医師会立病院再整備基金の元利積立て 2 億円、減債基金の元金積立て 3,739 万 5 千円、並びに町有施設整備基金の元金積立て 2 千飛び 40 万 2 千円を行うほか、新型コロナウイルス対策費に係る事業及び町債充当事業等の財源の区分変更を行うものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては地方交付税を 1 億 2,514 万 9 千円、ふるさと納</p>

	<p>税を2千万円、それぞれ増額するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金を1千飛び29万9千円減額するものでございます。</p> <p>それに加え、基金及び町債充当事業の完了に伴う調整を行い、財政調整基金1,830万3千円、地域振興基金160万9千円の繰入を解消するとともに、合併振興基金770万1千円など、3基金からの繰入金、町債総額4千飛び75万円をそれぞれ減額するものでございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款町税から21款町債までと、歳出1款議会費から12款公債費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>2点ほどお伺いをいたします。</p> <p>予算書の25ページでございますが、2款1項、企画費の中の18、負担金補助及び交付金の中に空き家の除去自治会の活動によるモデル補助金が70万減額にしてございます。これについては、なぜ実施が出来なかったのか。せっきくの取組であったのというふうに考えているところです。</p> <p>それともう1件は、48ページに商工費のところ、上から5番目ぐらいに観光振興基本計画の策定の委託が、2年続けて実施出来ないというようなことで、これもコロナの関係であるというふうに理解はしておりますが、同僚議員から度々、withコロナあるいはアフターコロナでの観光については、町はどうするのかというような質問も出ていることから、その辺の考え方も伺いたいと思います。2点お願いします。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。まず、70万円の空き家除却の助成の補助金でございますけれども、これについては議員もご存じのとおり地域のものでございます。</p> <p>現在、政策企画のほうで相続関係人等の整理をしております、この空き家自体が両自治会に存立すると。併存するというようなこともございましたので、現在両自治会と協議をしつつ、令和4年度で実施する方向で指示をしているところでございます。</p> <p>それから、観光振興計画の減についてですけれども、観光振興計画につきましては総合振興計画の中です、観光に対する位置づけ等を実施しているところでございます。現在、アフターコロナに向けたものについても、令</p>

	<p>和4年度において新たに観光事業の動向等を調査することを、大隅未来会議等とですね、連携して進めるところとしておりますので、今、観光振興計画を策定することと、残り4年で総合振興計画の大幅改定を全面改定をしなければなりませんので、それを踏まえた上で次期総合振興計画の中に詳細に観光振興を盛り込もうということで、本年度策定を中止をさせたものでございます。以上でございます。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>自治会活動のモデル補助事業についての70万については私もよく承知をしており、近くの自治会であり、我々その私の住んでいる自治会もある程度かんでいるような形でございます。この建物については相続放棄がなされていて、非常にその所在がはっきりしない中でもう非常に老朽化をして台風が来るごとに、いろんな近隣の迷惑になっているところでもあります。そこを例えば、自治会でちゃんと改善していただく、町からの補助金をいただけるというような形で改修ができるならば、今、ごみの収集場所が非常に個人の家に迷惑をかけているというようなことも心苦しいところです。</p> <p>特に生ごみについては1週間に2回ですけれども、悪臭があったり、いろんな後の掃除も行き届いていなかったりするようなことであるわけですので、その場所についてはですね、後ろのほうに農機具とか、あるいはその倉庫とかいうようなものがいっぱい詰め込んであったりしてその辺も、地金屋さんあたりとか今この人たちとも話をしたんですがなかなか70万という形の中では、区の負担金が非常に大きいということでもあります。この場所についても木場地区ではありますけれども、あの中は言えば大橋上自治会の中に木場の自治会が、その1軒入ってる非常に錯綜しているような形で、きれいに一括して木場の自治会であるということではなくて、その中に大橋が入り大橋上が入り下が入りというような昔の形の中でジグザグな、言えば住民の自治会の加入というようなことになっています。ですから、さっき町長のほうからも話があったように1自治会ではとても払い切れる金ではないというふうに見積り額が出たところです。だけどやはり、そういった場所をいつまでも放置しておくというようなことでは、なかなか住民も迷惑でございますので、おっしゃるようないろんな改善方法もあると思いますから、今後予算もかさんでいくことだろうと思いますけど2自治会との話合いも持ちながら、出せる部分は出していくというような形で、ぜひ検討をしていただくようお願いいたします。それと観光計画については、了承いたしました。</p>
○新田町長	はい。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	空き家除却の自治会活動モデル事業につきましては、議員ご存じのようにそもそもの制度設計としてですね、相続を放棄された土地、建物というのが最近、出てきております。で、令和2年度だったと思いますが京町自治会をまず先行地域として自治会の方々が出ていただいて、自治会の方々が中心となって除却した。で、除却した後は、自治会が10年間適正に管理するということが制度設計上1番大事なところでございます。したがって今議員おっしゃるように、当該地域につきましては、木場、大橋上地域の両地域が混在した地域でございますので、また、ごみステーション等についても現在、私有地に存立するというのも現場を確認しております。従いまして今後の両自治会が、この自治会活動のために利用できるような、10年間の活動をしっかりと利用方法を検討していただくという前提のもとにですね、私どもとしては両自治会の事業として捉まえて事業を実施していきたいというふうに考えているところです。以上です。
○笹原議長	よろしいですか。ほかにございませんか。
○7番 池田議員	はい。7番。
○笹原議長	はい、7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。45ページになりますが、1款の林業振興費、12節の木質バイオマス施設管理運営委託料、92万の増となっておりますが、説明をお願いします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細につきましては産業建設課長に答弁させます。
○荒木産業 建設課長	はい。
○笹原議長	はい、産業建設課長。
○荒木産業 建設課長	はい。それでは、池田議員の質問にお答えしたいと思います。ただいま質問の木質バイオマス施設管理運営委託料の増につきましては、当初、管理運営委託の契約を結ぶときに前年度の稼働実績50%から60%というような実績がありました。その稼働実績をもとに、燃料チップの量を算出して、契約額を出しておりましたんですが、現在のところですね稼働率は80%ということで、計画に達してきましたので、そのチップの使用量の増加による増額分でございます。以上です。
○7番 池田議員	はい。7番。
○笹原議長	7番、池田君。

○7番 池田議員	はい。これの稼働当時の故障も多くて、とても担当の役場職員の方も苦勞されたと聞きました。その後、故障も少なく修理に対しても、慣れてきて素早くできるようになったというのも聞いておりますが、現在あたりはやっぱりどういう状況なのかそこ辺りを故障率とか修理の方法をお知らせください。
○荒木産業 建設課長	はい。
○笹原議長	はい、産業建設課長。
○荒木産業 建設課長	はい。現在のところですね管理運営につきましては、委託の専門の方が、1年以上張りついでいただきまして、管理につきましても大分慣れてきていますところでございます。その方は技術ももともと持っていらっしゃいました関係上、自分で簡易な修理等はできる方でございます。運営につきましてはのですね、停止等については、やはり若干生じているところではあるんですが、主に部品の交換とかそれから圧力の上昇等について、停止をしないとイケないというような症状が出ているところでもあります。以上です。
○笹原議長	いいですか。はい。ほかにありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番、染川君。
○6番 染川議員	13 ページに、新型コロナウイルスワクチンの接種事業補助金で 1,029 万 9 千円減額されてるんですが、今現在で、65 歳以上の 3 回目の接種率が何%ぐらいなのか、それと 12 歳以上が何%なのか、12 歳以下の接種率、子どもの接種率というのは、今の進捗状況はどうか説明をお願いします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細につきましては、健康保険課長に答弁させますが、まず最後にご質問いただいた 5 歳から 11 歳のワクチン接種については、つい先日 3 月 1 日に、接種券の発送をいたしております。接種予定を 3 月 25 日、1 回目をですね、それと 26 日を 1 回目というふうに想定しております、次が 4 月 15、16 と 2 回目をですね、予定をしておるところでございます。ここにつきましては先般報道でも、3 月 1 日に鹿児島市等が 50 人接種したというところもございましたので、ワクチン等とそれから各関係機関等と調整しながら、粛々と進めているところでございます。それから、65 歳以上の接種率その他については、健康保険課長から説明させます。
○猪鹿倉健 康保険課長	はい。

○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	<p>それでは、染川議員の質問に答えさせていただきます。</p> <p>現在、3回目の追加接種を行っておりますけれども、65歳以上の接種率が3月7日までの見込みを含めてですね、約43.9%程度になっております。</p> <p>それから、12歳、17歳の1、2回目の接種率、これについては6割程度にとどまっておりますが、現在引き続き1、2回目追加接種希望の方については一定の数がそろい次第、随時案内をして希望者が接種を受けられるような体制を作っているところでございます。</p> <p>それから5歳、11歳につきましては、今町長のほうから日程等については説明をさしていただいたところでございますけれども、現在国からのワクチンの供給量が錦江町、南大隅町合わせてですね、まだ全体の微々たる、2割程度に満たない供給量でございます。そこについても随時、今国のほうからワクチン配分の供給スケジュール見込みが示されておりますので、それらのスケジュールを勘案した中で、対象者の方には、接種案内の日程を行いたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
○笹原議長	いいですか、ほかにございませんか。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番水口議員	<p>コロナの話も出ましたけれども、商工費の中でですね、夏祭りの減額補正で92万ほど上がっておりますが、これは、多分、花火の補助だと思うんですが、これについて、田代と錦江町、下のほうと田代と大根占のほうで商工会がまずやったと思うんですが、これの予算の内訳とそれから、それに対する好評だったのか、よかったとか悪かったとかいろんな意見はなかったか、1つお聞きいたします。</p> <p>それから、土木費の中でですね、護岸の老朽化対策緊急事業の中で2千万ほど減額されているわけですがこれは、先送りの工事なのかそれとも工事高が負担が少なくなったのか、それを教えてください。</p> <p>それから、錦江湾海岸道路構想イメージ図でもう、この減額、僅かなものですが、多分予算は大体60万ぐらいというような記憶はございますけれども、どのようなイメージ図が出来たのかも、まだ私どもは聞いておりません。今ですね、城ヶ崎の災害の現場が工事が流沫やらいろいろ終わって今、フェンスのものすごく大改造もされております。そういったときに、県がですねそういう構図は、どういう、錦江町から出したときに今、現状で行っている工事がもう、耐久性のあるような工事をしているものですからそれが、そういう計画をどのような計画で湾岸道路のあれがどうなったのかをちょっと教</p>

	えてください。3点ほど。
○宮園産業 振興課長	はい。
○笹原議長	はい、産業振興課長。
○宮園産業 振興課長	<p>夏祭りの予算につきまして、水口議員に答えたいと思います。</p> <p>まず、夏祭りのことにつきましてはご存じのとおり中止になったわけですが、花火のほうに予算化しまして、結果的に言いますと107万1千円。内訳につきましては、田代のほうが約30万円、大根占地区のほうが70万円ということで聞いております。そのほかにつきましては、警備費をここでいきますと7万1千円ほど、経費として計上されたということでありまして、内容につきましては1月4日だったんですけども、ちょっと強風ですね、ちょっと花火のほうがかすといいますか、灰のほうはですね、若干人家のほうに落ちて、そのほうについては今後検討しなきゃいけないなということでありました。それから住民の反応ですけども、だいぶよかったということで特に子どもたちにつきましては、いろいろとイベントに参加出来ないとかありましていろいろストレスも溜まっていたようですけども、その花火を見ることによって住民のほうも活気づいたといいますか、コロナ禍に脱却したいというような気持ちになったのではないかなというふうに評価しているところです。以上です。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。詳細は建設課長に答弁させますが、錦江湾湾岸道路構想イメージ図作成業務委託につきましては、現在、議員ご指摘のとおり城ヶ崎の道路崩壊がなかなか抜本的な改善が出来ないと。それを今後、国、各省庁等にですね提案する、いろいろ、私どもが陳情要望するためにはどうしても、しっかりとイメージ図を必要ということで、この事業に着手したところでございます。詳細は、また、建設課長に答弁させますが、先般、森山代議士がお越しになった際もですね、そのイメージ図を早速使いましたですね、今後この国道269号の安定的なバイパス道路として、こういった考えを持っているがということでご要望させていただいたところでございます。それから、海岸堤防等についても建設課長に答弁させます。</p>
○岩下 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○岩下 建設課長	<p>それでは回答申し上げます。まず、イメージ図につきましては今町長が言いましたとおり、あくまでも今まだ案の状態なものですから、それを錦江町</p>

	<p>としてなのか、南隅地域のいわゆる南大隅町も含めた形で要望するのかとか、あと組織委員会をどういった形でやるのかとかってというのがまだはっきりとまだ、あくまでも素案なもんですから、で、一応イメージ図としては、ある程度は絵を描きまして、いわゆる今、医師会立病院から南側の大根占港までの道路のイメージ図を一応作り上げております。今、町長が申しあげましたとおり、森山先生なりにこういう形で構想を練っておりますというようなことで今の段階では素案の状態です。また、しっかりとその協議がまた南大隅町も含めての形が出来ましたら、また議員の皆様にもご提示申し上げたいと思います。</p> <p>それと、馬場海岸につきましては、確かに今議員のおっしゃるとおり、負担金がかかなり減額になっております。それにつきましては、当初ですね、大隅地域振興局に令和2年の11月頃に、どの程度の我々は町としては負担をすればいいかということで事業費はどの程度になりますかというふうに聞いた段階では、3億という数字を示されてきた関係で、当然我々も当初予算の中で3億の負担率の8.6%なんですけど2,580万円を計上したところでございます。しかしながら、実施するに当たって、県のほうがちょっとそこまで事業費が6,600万程度になりますよというようなことになりました関係上、減額したところでございます。しかしながら、この馬場海岸老朽化の事業につきましては、今後も国土強靱化の関係もありますし、町としてもぜひ、どんどんどんどん要望をしていくつもりでございますので、来年度以降も県のほうには要望しているところでございます。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>夏祭りじゃなくてですね補助金が、花火のほうにやられたと。90万ぐらい減額がされたと。以前、200万の補助でしたら、コロナの関係で出来ないんだったら、それに対するような全額なんかもう、補助金を使い終われよというような意見も出したことがあったんですよ。ほんで、いろんな感じでマスクやいろんなのを、商工会のほうでもされた、今回、返されているようでございますが、反響もちょっとこう、カスが出たとおっしゃいました反響は冬の花火っちゅうたらですね、やはり、窓をもう閉め切りとか車の上から音がちょっとこう、っていうのは、ちょっと聞きましたもんだから聞いたらよかったという反応でございましたので、それはそれとして今後も、夏まつり補助金としたらですね、できるような形ののをいいかもしれませんが花火は今年は冬のちょうど時期であったと、きれいだったということは聞きました。ありがとうございました。</p>

	<p>それから今、町長のほうからもございましたけれども、私なんかはその現場に近かった関係上ですね、やはり総合病院の方が非常に大変迷惑を受けた道路の崩壊の事故だったんですよ。ほんで、そうだからいろいろ防災会議やら地域のほうで私も城ヶ崎のほうで出たわけですが、最近ですね、やり方がもう補強、コンクリートを詰めて、ほんで今大きな防護柵を強いやつをされたっちゃうことは、今後まだこれを使うと、この道路を使うという感じで多分されたと思います。それにしても、今度また総合病院の候補地がこっちのほうになれば、それに対してもいろいろ、良い人もおれば便利になった人もいるし、そういうのもあると思うんですが、そこらの関係があったもんですから、今聞いてみました。出来たら桜島みたいに出来たほうが、心配もなくいいんじゃないかっていうような気持ちもございまして、そういった関係でまた国会議員の方にも伝えてください。その馬場海岸ということでございました。できることなら上の線、これに対する 8.6%のその負担金ちゅうのが多分錦江町にはあるのですがそれだったと聞いて安心しました。やるのをばちょっと出来なかったもんだから、工事高が減額されたのか、それともこれは補助金に対する減額ですので、質問する、納得いたしました。以上でございます。</p>
○笹原議長	ほかに質疑がありますか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>はい、1 番。28 ページ総務管理費、21 目の錦江町医師会立病院整備基金に関してでございますが、2 億円という非常に大きな金額というところでございますが、こちらですね基金についての具体的な用途といいますかちょっとどういった運用をなさっていくのか、これは今回一般財源からというところですが、今後この基金を増額ないしまた、何かしらの形でですねどんどん増やしていられるのかちょっとそういった観点に関してお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず基金の用途につきましては、後ほど議案第 9 号の中で基金条例で詳細にはご説明いたしますが、あくまでも目的としましては、病院の再整備に伴う資金として積み立てるものでございます。現段階での基本的な考え方は、過疎債を活用して整備するものとしておりますが、ただし、過疎債に充当出来ないもの、そういったもの等も想定されますので、また過疎債と言いましてもこれは交付税で 70%、今年度ですね、返ってくるというもののあくま</p>

	でも借金でございますので、現世代が積立てた貯金があるわけでございますので、できるだけ後年度の世代に負担を軽くする目的で、この基金を今回積み立てるものでございます。それから、基金の額につきましては最終的には10億超を考えております。10億を超えるかというふうに思っております。ただ、これにつきましても私どもの今回の整備はあくまでも、当町と南大隅町さんと共同での事業でございますので、できるだけ両町で足並み揃えながら進めていければいいなというふうに感じているところでございます。以上です。
○笹原議長	いいですか。ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第1号、令和3年度錦江町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第1号、令和3年度錦江町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第9 議案第2号
○笹原議長	日程第9、議案第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額2億6,758万1千円の減額で、累計は12億9,363万3千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、高額療養費を277万7千円、償還金及び還付加算金を91万円、それぞれ増額するとともに、療養諸費を2億6,536万6千円、保健事業費を180万2千円、並びに、特定健康診査等事業費を334万1千円それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては国民健康保険税を265万円増額するとともに、県補助金を2億6,968万2千円、他会計繰入金81万2千円それぞれ減額するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)

○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款国民健康保険税から7款諸収入までと、歳出1款総務費から6款諸支出金まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号、令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第10 議案第3号
○笹原議長	日程第10、議案第3号、令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第3号、令和3年度の錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額974万8千円の減額で累計は1億3,184万4千円となりました。主な内容につきましては、歳出が繰出金を26万円増額するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を743万8千円、健康保持増進事業費を242万5千円それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては、繰越金を26万円増額するとともに、後期高齢者医療保険料を498万3千円、一般会計繰入金を429万8千円それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款後期高齢者医療保険料から、6款諸収入までと歳出1款総務費から4款諸支出金まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号、令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号、令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第11 議案第4号</p>
○笹原議長	<p>日程第11、議案第4号、令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	<p>（新田町長 登壇）</p>
○新田町長	<p>議案第4号、令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額947万6千円の増額で、累計は13億3,532万2千円となりました。 主な内容につきましては歳出は、基金積立金を6,999万8千円増額するとともに、介護サービス等諸費を4,175万6千円、特定入所者介護サービス等費を480万円、並びに一般介護予防事業費を515万9千円それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては、繰越金を7,557万5千円増額するとともに、介護保険料を619万6千円、支払基金交付金を3,334万3千円、並びに県負担金を1,591万円それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>（新田町長 降壇）</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款保険料から8款繰越金までと、歳出1款総務費から5款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
○8番 川越議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>8番、川越君。</p>
○8番 川越議員	<p>地域密着型のサービスはですね、介護サービスが非常に減になっていると思うんですが、この分についてはコロナとの関連もあるのでしょうか。</p>
○新田町長	<p>はい。</p>

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細につきましては、介護福祉課長に答弁させます。
○池之上介 護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○池之上介 護福祉課長	はい。地域密着型のサービスの減については川越議員おっしゃるとおり、コロナによるサービスの提供といえますか、結局受ける側がご遠慮された側面もあろうかと思えます。他にも最近では要介護、新規の要介護認定について要支援を経ずにいきなり要介護という方々が増えてらっしゃる側面もございまして、例えば入院を機会に要介護になられるとかですね、そういった方々が非常に多くなっております。従いまして、近くの地域でのサービス提供っていうところが、そぐわない被保険者さんも出てきてるっていう側面もあろうかと分析しているところです。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	少し個人的なものに触れてしまうかも知れませんが、今回宝樹さんあたりの経営は、今は順調にいつてるのかなあという心配もしておりますが、もし差し支えない程度で聞かしていただければと思っております。
○池之上介 護福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○池之上介 護福祉課長	はい、経営的に非常に一生懸命努力して経営なさってるかというふうに存じております。経営が困難とかなんとかいうようなところは聞き及んでおりません。以上です。
○笹原議長	はい。ほかにありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい。10番、水口君。
○10番 水口議員	最近、高齢化率の話をしてますとですね、65歳以上なんですけど、介護保険料はもう40歳から納めるような感じで、今、年金を貰う方々からですね、もう差っ引かれてやってもう、それはもう大変なことだという声を聞きます。今後、いろんな感じでですね、用具購入費とか在宅介護改修費なんか減額になった、今年度はそういう補正でございすけれども、例えばですよ。例えば、そういう患者が少なくなった、もうこれで大体こんだけだっというんだったら、例えば介護料、介護保険料というのはこれは組合というところで、

	<p>本町でやっとなら別ですが、そういうところでやるもんだから、減額っちゃうのは、今後もう考えられないわけですよ。我々も、介護保険料という納め方をですね、それが年金から引かれたら大変、年金受給者の方々は特に国保の方々は、この介護保険料というのを我々は耳にするもんですからサービスを受けている方はでしょうけれども、健康ですからそれをなくするためには、やっぱり健康第一、今年の町の広報誌の中で、健康第1というようなのも書かれていましたのを見たらやっぱりこういうこともですね、上がってくると。ですから、在宅介護住宅改修費が200万ぐらい、減ったっちゃうのはもう、一遍付けてなくなったらそれを取り替えるということは出来ないわけですか。まだ、一遍取付けて、もうそこにはいなくなった、例えばその老人が介護を必要でなくなった人の場合には、そういった手すりとか階段とか車、そういったのは取り外してまた次に使えるということは出来ないですか。もうそのままですか今んとこ。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、詳細は介護福祉課長に答弁させます。
○池之上介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○池之上介護福祉課長	はい。ご質問の住宅改修については、そのままでございます。1回つけたらそのままっていうところで、はい。1回つけたものを、別に転用するっていうような運用はしておりませんので。
○10番 水口議員	一回もない。
○池之上介護福祉課長	はい。
○笹原議長	よろしいですか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい。10番、水口君。
○10番 水口議員	改修費が今度、減額、住宅改修費とそれから備品購入費などが少しなんですけど減額された。そういう例えば、認定度の問題が大変厳しいということで、今そしたら、待機者が、青山荘なりそれからそういう施設に入れない人の待機者が、何名ぐらいいらっしゃいますか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	介護福祉課長に答弁させます。
○池之上介 護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○池之上介 護福祉課長	各施設の入所待ちの方々っていうところでございますが、各施設私どもは措置権者になっておりませんので、各施設の待機者っていうのは、直接的には私どもは把握しておりません。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	実際ですね、町がそういうのには関知してないと、施設に任してあると。最近、やはり鹿屋のほうに入っていると、ほんで出来たら近くのほうがいいんですがという声を、我々にはあるわけです。そして、例えば民間の場合にはやや高いとかですね、その値段的に介護保険料を納めているんだから、ある程度そういうのは一律に出来ないかという声も届いておりますが、今、3、4以上ですか3以上ですかね、介護度によって入所ができる人と出来ない人がいると。ほんで、デイサービスを使う人と使わん人の介護度もあるんだということをお聞きしますが、はっきりと、そういったときにも、もう4、5になったら必ずは入れるのかな。そこらのちょっと介護度について、ご説明を願います。
○池之上介 護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○池之上介 護福祉課長	はい。介護度によってっておっしゃったので、恐らくは特別養護老人ホームのことかと考えているのですが、特別養護老人ホームは要介護3以上でございます。その方々が申し込めば、すぐ入れるのかどうかっていうのはさっき水口議員もおっしゃったとおり、施設側の順番待ちですとか、準備できる入居スペースの関係もございますので、その辺は、何ともお答えしがたいところでございます。あと要介護、特別養護老人ホームについてはそのような形ですが、要介護1、2の方々も介護度に応じて利用できるサービス等がございますので、ケアマネジャーの方々とかですね、近くでできるサービスをいろいろ工夫しながら、サービス計画ケアプランを作成している現状でございます。
○笹原議長	ほかにございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第4号、令和3年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第4号、令和3年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。ここで休憩をいたします。11時15分から会議を再開いたします。
	休憩 11:05 再開 11:15
	日程第12 議案第5号
○笹原議長	これから会議を再開します。日程第12、議案第5号、令和3年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第5号、令和3年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額が34万5千円の減額で、累計は1,158万6千円となりました。内容につきましては、歳出は施設管理費を34万5千円減額するものでございます。 また、歳入につきましては、一般会計繰入金を70万2千円増額するとともに、介護給付費収入を104万7千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款サービス収入及び2款繰入金と歳出1款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第5号、令和3年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませ

	んか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和3年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第13 議案第6号
○笹原議長	日程第13、議案第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額2千円の減額で、累計は1億2,333万7千円となりました。 内容につきましては、歳出は、一般管理費を41万1千円増額するとともに、簡易水道維持費を41万1千円、基金積立金を2千円、それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては、財産運用収入を2千円減額するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入4款財産収入と歳出1款総務費及び3款、基金積立金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第6号、令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第14 議案第7号

○笹原議長	日程第 14、議案第 7 号、令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 7 号、令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 13 万 6 千円の減額で累計は 7,917 万 1 千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、総務費を 13 万 6 千円減額するとともに、歳入につきましては繰入金を歳出と同額減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 3 款県支出金から 8 款町債と、歳出 1 款総務費及び第 2 表、地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 7 号、令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 7 号、令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 15 議案第 8 号
○笹原議長	日程第 15、議案第 8 号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○笹原議長	議案第 8 号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、町政運営のなお一層の積極的な推進を図るために必要な政策参与並びに学校における安全衛生管理体制を強化するための学校産業医を新たに設置したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願

	いたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	町長に伺います。地方創生担当統括監の廃止は、約4年前、吉田氏が去られてから出たんですが、その時点で吉田氏の錦江町の地方創生に関わってこられて、実績もたくさん上げていただきました。そういう中で全国からですね、錦江町の地方創生の取組を視察に来られたり、なしたりして、頑張っていたいておりましたので、あの時点で上程されたときには、いい人がいたらまた、連れて来れるかもしれないから統括監の席は取っておこうという多数ですね、そのまま残っておったんですが、今回政策参与を5万円ということで、地方創生担当月額58万4千円ということで、お金も高額であります。町長の考えとしてですね、連れてくるときには尽力された経緯も分かっておりますがもう今後、この席を置くんじゃないかと、もう、必要ないなという考えですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。ただいまのご質問にお答えいたします。まず地方創生につきましてはですね、私の就任のときのマニフェストにつきましても今後とも強力に進めていくということで軸足は変わってございません。ただし、総合戦略自体も第2期総合戦略に変わっておりまして、進め方についても、さらに時代の趨勢とともにですね、進め方も考えていかなければならない。</p> <p>まず、私ども、当初スタートに当たってはですね、吉田氏の専従的なですね、職員としてここに在籍していただいて、活躍していただいた基礎をつくっていただいたという功績については、非常に私どもも高く評価しておりますし、現在もいろんなアドバイスを受けているところです。ただし、やはり第2期総合戦略の完成というか推進に当たりましてですね、より彼らの何といたしますか、現在のキャリアをしっかりと保ちつつ、私どもとしっかりと関与していただきたい、そういうことから今回、政策参与という職を新たに設けたものでございます。</p> <p>したがって、今後は町の政策については、この政策参与から私どものほうに、いろいろアドバイスをいただきながら、地方創生も含めて進めていくということでございます。で、今回、政策参与につきましては、お2人を考え</p>

	<p>ております。まずお1人が、先ほど浪瀬議員のお話にありました、吉田秀正氏 49 歳。現在、福島学院大学客員准教授、それからDMO福島市観光コンベンション協会事務局長ということで現在活躍されています。そういったお仕事の中で私どもともさらに、こういう特別職の中で情報提供、調査、それからアドバイスをいただきたいということで設けるものでございます。</p> <p>それから、もう一人方が谷川徹氏 72 歳。この方については、九州大学ロバートファンインアントレプレナーシップセンター初代センター長、元九州大学先端技術共同研究センター所長でございます。現在、私どものMIRAI協議会の顧問にも就任していただいておりますが、より町の政策として政策参与として特別職という職を設け、より今後地方創生を強力に進めていきたいというような発想からですね、この政策参与という職を設けた次第でございます。したがって、繰り返しになりますが、当初地方創生を初期の段階の推進からしますと、時代も変わっておりますし、それぞれ、これまでのアドバイスいただいた方々もキャリアをどんどんステップアップされていますので、そのような中で錦江町と関与していただきながら、錦江町の地方創生を推進していくために、この政策参与というものを設けたということでございます。以上です。</p>
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。はい。
○5 番 浪瀬議員	<p>内容はわかりました。協力隊もですね、いろいろ頑張ってもらって、いろんな知恵を出してもらって、大変ありがたいとは思っておりますけれどもやはり、吉田さんとかああいう方は、いろんなところに人脈もありますし1番は私が思うのは民間人とあるということで、やっぱ行政の中から若い人たちから見えないところがですね、あの方たちには見えると思っております。そういう中で今回、谷川先生と吉田さんと2名、政策参与を設けるということですが、2人とも多忙な方でございます。現場、錦江町を見ないことには発想も浮かばなかったりすると思うんですが、これは年に何回か1回でも、錦江町に来て今、協力隊の皆さんとか職員の皆さんといろいろなところを見たり話をしたり、そういう直接ここはこうやってアドバイスをもらえるような形にしてあります。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>具体的なですね、活動内容につきましては、設置規則のほうで詳細を謳いますがまず、当地域をですね、お2人ともある程度把握はされています。</p>

	<p>います。</p> <p>ただし、事業を進める上では、必ず現場に来ていただかないといけません。現状の職を持ちつつですが、必ず1回ないし2回、それはまた今後詰めながらですね、事の案件によってはそれ以上に来鹿していただく必要もあろうかと思しますので、その中で進めていただきたいと思います。またなお谷川先生につきましては、鹿児島大学の客員教授も就任されていらっしゃると思いますので、そういった面から大学との連携というところでも、いろんなパイプを期待しているところでございます。以上です。</p>
○5番 浪瀬議員	了解。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	はい、12番、落司君。
○12番 落司議員	学校産業医のほうなんですけれども、こちらのほうは役場の産業医は年で8万3,000円という報酬設定になっておりまして、こちらのほうは1回につきという設定になっているんですが、これは必要に応じてその都度の対応をされるということで1回につきという形での設定になっているのでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	これにつきましては教育課長に答弁させます。
○笹原議長	教育課長。
○今熊 教育課長	はい、落司議員の質問にお答えいたします。おっしゃるとおりですね、年額の産業医ではなくてその都度の相談があったときの報酬というところで定めさせていただきました。法律上は50人以上の事業所が産業医を学校の場合、定めないとはいけないんですが、本町には、そのような規模の学校はございません。また相談件数もですね、直接の相談は、年に2、3件あるのかなというぐらいですので、事案があった時、相談があったときということで定めさせていただきました。以上でございます。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	はい、12番、落司君。
○12番 落司議員	はい。相談があったときのそういった対応ってということなんですけれども、定期的に回っていただいてその先生の状態を見ていただくってということも必要なのかなと思ったときに、その必要に応じたときだけで十分なのかなとい

	<p>うふうにも思ったりもしておりますので、そこら辺のところのケアっていうのは子どもの教育につながることでですので十分に目配りをさせていただいて、対応していただきたいというふうに思います。</p> <p>あと、これはちょっと要望になるんですけども、そういった中で本町における役場における産業医は年額報酬なんですけど、監査報告書にはありますように、職員の健康管理について記載があります。病気等によって長期休暇を余儀なくされている方がいらっしゃるということで掲載がありますので、そういった状況の中でありますので、産業医の先生にもですねそういった、状況が見えるような感じのときは充実した対応をしていただくような形で当然していただいているとは思いますが、そうやって長期休暇をですね、取らないといけない状況に落ちてしまう前に十分なですね対応していただくような、産業医のですね、その対応という方もしていただきたいと思います。こちらは要望です。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第8号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第8号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第16 議案第9号
○笹原議長	日程第16、議案第9号、錦江町、肝属郡医師会立病院再整備基金条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第9号、錦江町肝属郡医師会立病院再整備基金条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、肝属郡医師会立病院の再整備に伴う施設・設備の整備に要する経費の財源として、新たに基金を設置したいため本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい。1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい、1 番。はい、ちょっとこちらの条例案についてですが、先ほどのちょっとした私の質問の関連で、規模としては 10 億円を目安になされるということでしたが、スケジュール感といたしまして、令和 7 年度の開業といえますか、病院の移転完成と開業というところを目指されると思うんですが、この 10 億円の積立に関しましてスケジュール感といえますかどのような規模感で増額していかれて、過疎債に適用されない部分はもう基本的にこういった基金のほうからの充当というところでございましたが、今の段階でそういったスケジュール感でありますとか、例えばどのような用途に活用を想定されているということが分かる範囲で結構でございますので教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい、久保議員のご質問にお答えいたしたいと思います。</p> <p>まず、令和 3 年度末においては、現段階では、先ほどの 9 号補正で 2 億 118 万 6 千円補正をご承認いただきましたので、現在、地域福祉基金というのが 3 億 320 万 8 千円ございます。これで、今年度末で 5 億 439 万 4 千円になる予定でございます。</p> <p>今後についてはですね、10 億を年度ごとに 10 億といえますか 10 億を超える形での基金総額になろうかと思いますが、最終的にはですね、令和 6 年度末までで、大体、14 億程度、14 億 9 千万程度を予定をしているところがございます。で、先ほど来、この用途についてというところがございますが、今後、今年度が、4 年度がスタートしましてから、早々に総務省等に財源のための折衝に伺う予定としております。その中で、過疎債等で適用出来ない例えば設備でしたりとか、それから、施設の中でも対象外になるような施設ですとか、そういったものを最終的には吟味した上でこの財源を有効に使っていきたいというふうに思っているところです。</p> <p>それから、今回私どもが基金を創設いたしますのは、両町で負担します、過疎債だけではあくまでも、70%は地方交付税で今年度交付税の中で算入されていきますけれども、やはり、現在 196 床という病院の中に、約 8 割の方々が両町の町民さんであるという現状の課題解決のためという要素も多分に含まれておりますので、それであればですね、これまで積立てた基金というのはまずは現状の方々の課題解決のために使うことが必要だろうと。そうすることによって、過疎債は 30 年間で返していきますので、世代間の負担を</p>

	<p>軽減していかなければいけないだろうと。現在私どもの住民さん、人口構成にしましても、やはり高齢化 50%が見えておりますので、今から次の世代の方々というのは支えるものが非常に多ございますので、できるだけ次の世代に負担を軽減するためには、町として、これまで積立ててきた基金を投資すべきだろうというような判断からですね、基金増設をしたところでございます。</p> <p>それと詳細のですね、利用基金の利用につきましては、4月以降の総務省協議の後にですね、具体的にまた議会の皆様方にもご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
○1 番 久保議員	ありがとうございます。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8 番、川越君。
○8 番 川越議員	<p>肝属医師会はですよ、まず、最初町営でというような、公設民営というような形で検討がなされ、そのあとにですね、病院そのものが事業主体になりますよっていうふうな差し替えがなされたところです。その意義というのが、1つは、建物が公設で造るよりも、格安でできるということとそれからもう1つ補助金が、当時の説明で2億程度の補助金が受けられるというような説明を聞いたと思っております。この2億円、仮に2億円としますが、この2億円の補助金はハード面にだけ使えるのか、それともソフト、ハード両面に使えるのか、関連質問でありますけど分かっていたら教えてください。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>現段階ではソフトが中心でございますが、今政策企画課を中心にですね、次のステップに、そういった要望活動も含めて整理をさせておりますので詳細は政策企画課長に答弁させます。</p>
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	はい、政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	<p>川越議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>今私どものほうが、国県の補助金で考えておりますのは、介護基金の関係のソフトの事業でございます。これは病床数を減少させたり、あるいは病院の診療の内容を変えたりという、そういう機能面を変更することによって、国県からいただける補助金でございます。これが、1億5千万から2億円というふうに考えております。</p>

	<p>それとあとハード面です、これはまだ鹿児島県のほうではその補助要綱がないわけですが、国には要綱が定められておまして、これは要するに病院を造る場合にですね、鹿児島県のほうがその介護基金の中で例えば、1億円補助金として出しますよという形をとれば、国のほうはその2倍、2億円を補助金として事業主体のほうに補助金を交付するというようなものでございます。これは行政ではちょっと出来ませんので、民間でなければ出来ないということで、その両方の補助金はですね。ですから事業主体について、医師会のほうにお願いをして医師会のほうが事業主体となってやるということで決定したところでございます。以上です。</p>
○8番 川越議員	了解。
○笹原議長	他に。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>関連して、この基金を今後10億以上積立てていくというようなことなんです、もちろん本町だけじゃなくて、南大隅町さんも同額とは言えませんが、歩調を合わせながら基金積立てをしていくというふうに思うんですけども、先ほどの同僚議員の質問にもあったように、ハードじゃなくてソフトのほうに利用していくというような説明も受けましたが、今後、両町で20数億という、基金を増設されていく。そういう中で、医師会立病院が建設された後に、今の現状196床が130床になっていく、そういう中で、この両町の入院患者、もちろん外来含めて80%以上ということなんです、経営がマイナスになったときに、その補填をこの基金からということ、ないのかどうか確認をしておきたいと思います。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。染川議員のご質問にお答えいたしたいと思います。まずちょっと前提としまして、今回の基金創設につきましては、まだ南大隅町さんと歩調を合わせたいということで申入れはしておりますが、まだ南大隅町さんはまだ現実のものとはなっていないということはお承知おきください。今後議論の中での、南大隅町さんとしてのお考えがあらうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それから、この基金から用途としてはですね、ハードソフト含めて両面の基金の使い道になろうかなというふうに思っております。ただし、先ほど久保議員、ご質問あったように現段階では具体的なものとしてどういったもの</p>

	<p>に使っていくということはちょっとお示し出来ないということでご容赦いただきたいと思います。</p> <p>それから、経費、経営が厳しくなった場合この基金から補填することもあるのかという話ですけれども、基本的にはあくまでも今回の基金の名称でございますとおり、再整備の条例でございますので、また、そういったことにつきましてははですね、現段階では想定され得ない。ただし、赤字等につきましてはまた両町も含めまして、そういった事象が出ないように毎年の経営会議等でお互いチェックしながら協力しながら進めていくということでございますので、ご質問にあったものの中ではこの基金からは、そういった用途というのは現段階では考えられないということでございます。</p>
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、議案第9号、錦江町肝属郡医師会立病院再整備基金条例についてを採決します。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第9号、錦江町肝属郡医師会立病院再整備基金条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第17 議案第10号
○笹原議長	日程第17、議案第10号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第10号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、ふるさと納税寄附金を財源として行う事業について、これまでの元気高齢者の社会貢献事業だけでなく、認知症高齢者や障害者が活躍できるまちづくりに関する事業全般に活用したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。

○2番 久本議員	はい、2番。今回のこの案なんですけども、新しく、新たな人たちがたくさん町乃至で活躍したいということで、案として、条例改案として上がってきたと思うんですね。この中で今回追加されてる高齢者にプラスされてる障害者というところなんですけど、説明資料とあと条例階段のところですね、障害者の害というのが今、漢字になってるんですね。これが、どうしても後ろ向きとかネガティブなイメージが取りつつあるんで結構今、こちらが平仮名のほうに変わってることが多いので、今この資料とあと改正後のところをですね、各平仮名のほうに改めるような考えはないかお聞かせください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、久本議員のご質問にお答えします。確かに、障害者の害という字は多様な用途といいますか、表記の仕方があるようでございます。私のマニフェストの中では平仮名を使っておりました。ただし、障害者支援法とか国の法律等に基づくものは、この漢字を使われておりますので今回はあくまでも条例という法に位置づけられる体系のものでございますので、そういった法律と整合性を取ったということでございます。以上でございます。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	はい、2番、久本君。
○2番 久本議員	もう今の、はい、説明で大丈夫です。条例なのでこれはもう、確かに法律の正式表記があるので仕方がないと思いますけども、例えば、ちょっと気にしていただいて、町長がおっしゃったようにご自分のマニフェストには変えていうことなので、ふるさと納税のホームページ等チラシ等々ですね、あと、一般の職員さんたちにもこのあたりのほうを、意識を徹底していただければと思います。ありがとうございます。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	今回、高齢者、障がい者というような形で改正をされるということですが、これについては、具体的な事業を考えていらっしゃるんだろうと思います。今現在錦江町で進めております、認知症フレンドリーコミュニティ事業なんかもこういうその事業の中に1つかんでいかれる予定でしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。現在令和4年の当初予算にもございますように、認知症カフェ、そ

	<p>れから農福連携、そういったものには具体的に充当していきたいなというふうに考えております。</p> <p>それ以外にもですね、これは今ちょっと考えを整理しているところでございますが、例えば、50%の高齢化率が近くなっておりますので、その方々の安否確認のための例えば、その通信確認手段としましてそれをふるさと納税の返礼品として開発出来ないかと。これはいただいたお金を行政が使うときに、それにお金を充てましょうねというところで今改正しておりますが、併せてですね、ふるさと納税の返礼品としても、そういった開発が出来ないかということ、担当課と今協議しておりますので、できるだけこの地域、長く過ごしていただいている高齢者の方々がですね、もしくは障がい者の方々がそれぞれの立場において、生き生きと暮らせるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	私は具体的に認知症のフレンドリーコミュニティの例えば事業を推進員しているということでございますので、今後これがですね、どういうふうな形で進んでいくのか。副町長、検討していらっしゃるがあれば教えていただけますか。
○有村 副町長	はい。
○笹原議長	はい、副町長。
○有村 副町長	<p>はい、ありがとうございます。今、川越議員のご質問にお答えします。</p> <p>認知症フレンドリーはですね3つの柱で取り組んでおります。1つはまず普及啓発。認知症が自分の事、普通のことであることを理解していただくというのが1つ。</p> <p>それと2つ目は、認知症になっても自分らしく活躍しながら生きていける場を作る。これがゆうゆうカフェということであります。</p> <p>それと3つ目は、認知症の方、あるいは認知機能が低下した方がですね非常にたくさん住んでおられる錦江町のまちの在り方を変えていく必要があるだろうということで、この3つで取り組んでいるところであります。</p> <p>川越議員のほうにもですね、3つ目の役場と一緒に、まちづくりを行っていく、認知症になっても生活しやすいまちづくりを行っていくための推進チームに入っているところでございます。今2回ですね、推進チームの会議を開催しまして認知症フレンドリー事業所の登録要件等についてご検討いただいたところですけど、今後は、認知症フレンドリーな錦江</p>

	町づくりに向けてですね、まずは目指すべきその町の在り方とか方向性をですね、この推進チームの中で検討していただきたいと思っております。それをビジョンというふうに呼んでおりますけど、ビジョンを作ったあとで、ビジョンの実現のために必要な取組を逆に列記といいますか、全て出して、それを1つずつまちづくりの取組として進めていくということにいたしております。今、コロナの感染の関係でですね、なかなか推進チームのワークショップを開催出来ないところがございますけど、また次回は3月の19日にワークショップを計画しておりますので、その中で、町内のいろんな分野の皆さん方からお知恵をいただいております、一緒になって考えていきたいと思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質問ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	はい。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第10号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第10号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。
	日程第18 議案第11号
○笹原議長	日程第18、議案第11号、錦江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第11号、錦江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、国が策定された消防団員の処遇等に関する検討会の検討結果を踏まえ、消防団員の出勤等に係る報酬及び費用弁償等の処遇改善を行いたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)

○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	はい、10番。生命財産を守る消防団員の方ですから、本当にありがたい活躍ぶりでございますが、報酬についてもここに掲げてございますけれども、この前の出初め式のときに、10年勤続者30年、20年勤続者表彰がございますよね。そうしたときに、ここに掲げてないわけですから、多分、10年勤続者20年でやめる方の退職金という制度がありますか。退職金についての、退職金は本町でやるのかそれとも、県とか国のあれでやるのかちょっと教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	消防団員の皆さんの退職金といいますか、報奨金という形になりますけど、消防補償等組合というのが鹿児島県で一部事務組合が作られておりますので、そこに、町が各町が拠出しそこから退職報償金という形で支払われるという形態でございます。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	そういった町村会、県のほうにやって、そしたら、こっちのほうで報告をしたら、退職金が出るということですかね。ちょっと聞いた話ですが、女性が、今度女性の団員の方もどこでも、活躍されているということで、錦江町の場合でも、一応何名かこの前、更新もされたわけですが、その内容、内容といったらおかしいですけども非常時とか、それから普段は広報活動とかいろいろあると思うんですが、女性の方の待遇も全く男性と待遇は一緒なのかちょっと教えて下さい。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい、女性消防隊のことですよ。女性消防隊につきましては消火活動等ではなくてですね、広報、防火に対する広報活動であったりとか、そういったものでお願いしているところです。今週からですね、一昨日ぐらいからですかね、夕方、女性消防隊の方が広報車で各地区を回って、防火に対する普及啓発を行っていただいているところがございます。以上です。

○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	そしたら町長、団長さんの場合に 40 年以上勤務された場合には、何か特約があるわけですかね。そういったことはないわけですか。年数に応じて、今度は役職が団長、役職が副団長、役職が部長となったときにやっばこのそういった退職金のあれはないですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	退職報奨金制度についてその階級に基づいてどういうふうになるかというのは、ちょっと現段階で資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきます。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	はい、9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	今消防団の日当かれこれの条例案が、出されておるところでございます。町長、私はですね、一消防団員として頑張っているつもりでございますけれども、1 日当たりのこの 8 千円の中がですね、確かにこういう書き方しか出来ないかとは思いますが、私は現場に入っております去年の 8 月は、安水地区の火災で夜 12 時に出勤しまして、4 時に帰ってきました。4 年前楠元町長が、残り 1 日というときに半下石のところですね、夜に火災があつて、私もそのとき、また 11 時頃火事があつて、4 時頃帰ってきたわけでございます。確かにこういう流れの中ではですね、時間を決めて改正案を出さなくてはならないというのはもう重々、理解をしながらですね、思つてるところでございます。ですから今後、必ず出てくるだろう、そういう案件に対してですね、深夜火災かれこれの場合にはですね、仮に、2 千円ばかりでんつけていただいてせめて、1 日当たりの報酬の 8 千円ぐらいになるぐらいのですね、配慮があつてもいいのではないかなと、個人的に思つてるところでございます。ご承知のとおり、今消防団員の数もですね、年々減つて前回は、168 名の参加をいただいたわけですが今回 120 名ということですね。これはもう大変な危機的状況なんだというふうに、思つてるところでございます。ですので町長、そここのところ、ケースバイケースで判断される事も多いことでしょうけれども、そこら辺の考え方を教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	<p>はい、小吉議員おっしゃったように、私も半下石の火災の現場におりましたので、特にあの当時の池田の分団の方々は、朝5時半ぐらいまで消火をしその後残火処理のために、まだ午前中いらっしゃったという現実もございました。で、今こういった今回の待遇処遇改善の中での解釈の仕方ですけれども、私どもとしましては今回ご提案しますのは、管内の消防団の皆様方とある程度整理をした上でのことにしております。</p> <p>したがって、非常に重要なお意見ではございますけれども、当然、肝属郡内、管内の自治体とある程度歩調を合わせつつですね、そういった処遇改善についても、解釈をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。</p>
○9番 小吉議員	よろしくどうぞ。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい、失礼しました。先ほど確かにご質問の中で女性消防隊の報酬等につきましてのご質問があったかと思えます。現段階、ここです情報を持ち合わせておりませんので、すぐ調べて、後ほど答弁させていただきたいと思えます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第11号、錦江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第11号、錦江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、休憩といたします。午後の部は1時から始めたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 12 : 04</p> <p style="text-align: center;">再開 13 : 00</p>
○笹原議長	それでは、会議を再開する前に今朝ほどの消防の件につきまして、総務課

	長より答弁がございます。
○坪内 総務課長	先ほど水口議員のほうからご質問がございました、女性消防隊の報酬関係ですけれどもこれにつきましては先ほどの条例の別表第1にございます、団員と同じ額であります。年額4万1,500円となっております。あわせて、退職報奨金につきましてはですね、水口議員がおっしゃったとおり、勤務年数、あと階級別にですね、金額等がそれぞれ設定してあるところでございます。
○10番 水口議員	本町で、それとも県か何かそういうので。
○坪内 総務課長	そうです、県のほうで定めてある条例の中で謳ってあります。
○笹原議長	それでは会議を再開いたします。
	日程第19 議案第12号
○笹原議長	日程第19、議案第12号、錦江町神川キャンプ場条例及び錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第12号、錦江町神川キャンプ場条例及び錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、神川キャンプ場及び花瀬自然公園の施設使用料並びに神川キャンプ場の開場期間について、近隣市町と整合性や使用の現状に合わせて見直したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、2点ほど質問させていただきます。1つはですね、オフシーズンの部分ですね、7月1日から10月31日に変更となります。これ以外はこの間は、期間中はですね、窓口担当の方がいらっしゃるって記帳等をして、多分管理をされてると思うんですね。これの管理が町長の認めるものは利用できるってなるんですけど、オフシーズンは基本的には無料開放みたいな形になるので、そちらが、今後これが適用されるのであれば、どのような形になるのかということと、あともう1点はですね、近隣町のほうだと受付担当の方が、キャンプだったりとかアウトドアの知識がある方がいらっしゃるという話を聞いております。今、先ほどあったように、本町の場合は、シルバー

	センターさん等々が担当されているので、そこのちょっとサービスの提供、知識の提供で少し差があるのかなと思うんでそこ辺りをですね、今後どのように運営していくのか、お聞かせください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。まず期間につきましては神川キャンプ場のほうは10月の31日まで、これまでの利用実態に合わせてですね、9月以降のキャンパーも多いというようなこともございまして、延ばすものでございます。当然、先ほど久本議員おっしゃったようにシルバーさんへの対応と、委託というようなことになろうかと思えます。</p> <p>それからオフシーズンのことにつきましては、後ほど観光交流課長から説明をさせますが、基本的に知識を持った方が管理者でなければならないということではないかなと私自身思っております。場所によりまして、例えば、近隣でいきますと、鹿屋市のユクサおおすみでしたり、それからくにの松原でしたり、そういったところであればですね、それなりの集客も含めて、立地的なものも含めてある程度知識を持たれた方が必要なかなというふうには考えております。ただ、私どものキャンプ場、特に神川キャンプ場につきましては、まず近くに道の駅でございましたりとか、それから、コンビニエンスストアであったりとか、それから国道沿線ということで、そこにキャンプに来られる方が比較的、経験の浅い方々でも来ていただくと、まずはキャンプに親しむというところからの客層なのかなというふうに認識してございます。そういった観点からですね、今のところは、通常の施設の利用に関する料金の徴収でございましたり、掃除でございましたりそういったものを、まずはしていくことよろしいのかなというふうな認識を持っております。詳細につきましては観光交流課長から答弁させます。</p>
○福園観光交流課長	はい。
○笹原議長	はい、観光交流課長。
○福園観光交流課長	<p>それでは、久本議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>オフシーズンの対応についてということでございましたが、まだ今のところコロナ禍の影響を受けて、まだまだそのコロナの状況が、終息が見えてこないところではございますので、県内の状況、町内の状況を注視しながら、対応については協議していきながら、対応したいと思っておりますのでございますけれども、特に5月の連休等につきましては、今年についてもシルバーさんのほうに連休期間中は、無料の開放ではございますけれども、管理に入っていたいただいた経緯がございます。</p>

	<p>そのような対応をとりながら、場所の制限をかけたとか、シルバーさんの対応をいただいたりとかしながら、私共も、もちろん現地のほうに出向いてまいりますので、その辺りは、一緒に対応してまいりたいなと思っているところでございます。とりあえず、町内の状況、県内の状況に沿った形での対応をしてまいりたいと思っているところでございます。</p>
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	<p>はい、ありがとうございます。なかなか流動的で管理の難しいところの問題だと思うんですけども、あとこちら自分からの要望ですね、例えば神川キャンプ場みたいにきちんと利便性が高く、実際稼働していると分かるのはある程度利用も分かるんですけど後は、田代のほうのレクリエーションのところですね、あの辺とかも、使っているのか分かんないのかちょっと微妙なラインもあったりするので、たまにロープが張ってるとこもあれば張ってないところもあったりというのもあるので、明確に使用禁止、もしくはこの期間は使用出来ますよという立て看板1つあるとまた違うのかなと思いますので、その辺りも考慮していただければと思います。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質問はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第12号、錦江町神川キャンプ場条例及び錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第12号、錦江町神川キャンプ場条例及び錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第20 議案第13号
○笹原議長	<p>日程第20、議案第13号錦江町文化センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	(新田町長 登壇)

○新田町長	議案第 13 号、錦江町文化センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、現在、教育委員会が直営で管理している文化センターについて、民間事業者のノウハウを活用し、施設の多面的な活用を行うことで、住民サービスの向上を図りたいため、指定管理ができるよう本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久本議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番、久保君。
○1 番 久本議員	はい、1 番。文化センターのこちら、民間事業者への委託というのが1つ念頭にあるかと思いますが、これに関しましては条例で細かくいろいろ、規定はなされると思うんですけども、基本的に例えばこの民間事業者様の応札と申しますか、そういったのがなかった場合は引き続き教育委員会での管理をなされるのか、仮に民間事業者様の応札と申しますか指定管理があったとしても途中で何らかの事情によりもし撤退と申しますか、そういった管理に関してのひとつちょっとそういった申出があった場合は、どのように対応されるのかということに関してお伺ひしたいと思います。
○今熊 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○今熊 教育課長	はい、久保議員の質問にお答えいたします。今回の条例改正は今こういう事業者がいらっしゃるという状況ではないんですが、大きな施設で活用があまりされておきませんのでこの改正をもって、今後いろんな多面的な活用ができるようになりますね、ということをお願いをしたところです。で、応札がなかった場合は、もちろん直営になります。途中で撤退されたらですねそこはもう、次が見つかるまでは直営とするしかないと思います。今後ですね例えば、その応札、入札に出す場合も、どういうやり方がいいのかですね、一応、制度をこういうふうに改正させていただいて、今後煮詰めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○8 番 川越議員	はい。8 番。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番	文化センター全体ということになるとホール、リハーサル室、会議室、図

川越議員	書室この全てを管理する指定管理者を選ばれるということになるんだと思うんですが、ホール等については今コロナの関係もありますし、従来も実施文化事業等あるいはちょっとした年に1遍、2編の開会であったような気がします。文化祭を除くですね。ここについては、ホールについては言えば、非常にその活性化が欲しいところですが、リハーサル室、図書室、会議室についてもやはり同様の考え方をしないといけないですか。指定管理の中でこう、入れていくというような形になりますか、というのは私たちも個人的にはリハーサル室をフラダンスの練習場とか、あるいはその踊りをされる方は舞踊の練習場とかいうような形で使用しております。そういうのも含めて、文化センター全体の指定管理者という形ですか。そうすると図書室とか、いうのはどういったこれはもう町の図書室ですので、考え方になるのかなと思ったりします。ただこれがホールだということであれば、非常に合点がいくのですが、ほかの会議室なら、会議室も対応によってはもちろんそういう使い方もあるかもしれませんが、その辺はちょっと引っかかるんですけど、説明してください。
○今熊 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○今熊 教育課長	はい。実際に1番理想的なのは、全部できるといいと思います。ただですね、そう言われたように図書室等もありますので、もしそうなった場合どのようにするのかというところは、詰めていかないといけないと思います。具体的に今言われたように1番分かりやすいのはホールなのかなと思ってんですが、今から練っていきますので、将来的にはですね全部できればいいのかなと思いますが、そこへの道筋についてはですね、今から練らしていただきたいというところで理想は、全部です。はい。この指定管理の条例では、一応全部できるということで、理解していただきたいと思います。ただ、運用に当たってどこまでをやるかっていうのは今から詰めていきたいと思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。すみません、8番。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	例えばその1つの講義をですね。歌謡ショーであるとか舞踊ショーであるとか、そういったものを例えばホールでする場合もあるだろうと思うのですが、そういった業者というのが県内に幾つかあるかもしれませんが、その辺の模索もしていらっしゃるってということですか。相手方も模索していらっしゃるということですか、現時点で。

○笹原議長	はい、教育課長。
○今熊 教育課長	はい。いえ、まだですねこの業者さんっていうところがこの人がいるよとかですね、具体的にこう交渉をしているとか、そういう段階ではございません。で、卵と鶏の話じゃないんですけれども、いるから、この改正を出すのではなくてですね、取りあえずそういう舞台に乗しているんなそういう民活ができるようなですね、まず体制整備をしたいというところで。で、実際のそういう施行に当たっては、県内、やっぱり呼びかけて、もうかなりのボリュームだと思うので、県内に呼びかけることになるのかなとは思いますが、業者選定については今からということです。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございますか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。はい。
○6番 染川議員	はい、6番。関連して、例えば指定管理をした場合に、民間の業者が指定管理者になって運営した場合に、マイナスであれば、もうその継続出来ないというようなこともあるかと思うんですが、経営がプラスになるような方向で指定管理者は継続できると思うんですけれども、そうなれば、指定管理者と教育委員会とでいろんな詰めの契約を詳細にされると思うんですが、今までの運営の仕方と指定管理者の運営の仕方とした場合に、いろんなあその利用頻度を高くするためにいろんな使用料が安くなればいいですけども、利用頻度が少なくなった場合に、使用料はいろんな面で高くなるというのは利用者に対して、なかなか厳しい部分も出てくるのかなと思うんですけれども、そういうのも詳細に詰められると思うんですけれども、果たしてそのもし指定管理者を設けて運営する必要があるのかなあと思うんですけれども、もう1回詳しく教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい。新田町長。
○新田町長	まず指定管理の制度について、もう1回整理をしないといけないかなあと思います。まず公の施設ということで、指定管理ができる制度というのは、自治法上定められてます。公の施設というのは、何人でも手続さえ踏めばそれを自由に利用できる施設だから、それを公の施設という定義をしているわけですね。で、文化センターでしたら申請をすれば、その申請が合致すればそれを誰でも利用できると。なので、公の施設の対象にはなります。ただし、自治法の244条の2の第3項では、ここはあくまでも設置者は錦江町でございますんで、錦江町として管理をする。もしくは、この3項にあるところで公の施設の設置の目的を効果的に達成するためには、指定管理という制度も

	<p>使えますよという例外になっておりますので、今、染川議員おっしゃるように、今の稼働状況からすると指定管理という制度も検討しないといけないねと。それは条例で定めないといけないので、今回、条例改正をしてそういった手続も踏めるようにする施設にしますよというのが、今回の改正でございます。したがって、今後においては利用料金とか、住民の利便性を文化施設として、利便性を向上させるために、ここが設置されているわけですのでそういったところを総合的に勘案しながら、今後の進め方については検討していくことになろうかと思えます。したがって、指定管理業者、指定管理した委託業者がですね、当然利用料金等も徴収していきますので、そうしたときにですね、私どもとしては指定管理者との協定書の中で、必ず自治体側と協議して利用料金を設定するというようなことになっておりますので、あくまでも当初の目的であるところを逸脱しないような形での運営というのがなされるのが一般的な解釈かというふうに思っております。</p>
○笹原議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから議案第 13 号、錦江町文化センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、錦江町文化センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第 21 同意第 1 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 21、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	<p>(新田町長 登壇)</p>
○新田町長	<p>同意第 1 号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>現委員の迫 重美氏の任期が令和 4 年 5 月 28 日をもちまして満了となりますことから、新たに桑原克幸氏を任命したいので、議会の同意を求めるところでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>(新田町長 降壇)</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>

○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第1号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
	<p>日程第22 議案第14号</p> <p>日程第23 議案第15号</p> <p>日程第24 議案第16号</p> <p>日程第25 議案第17号</p> <p>日程第26 議案第18号</p> <p>日程第27 議案第19号</p> <p>日程第28 議案第20号</p>
○笹原議長	<p>日程第22、議案第14号、令和4年度錦江町一般会計予算について、日程第23、議案第15号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第16号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第25、議案第17号、令和4年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第26、議案第18号、令和4年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第27、議案第19号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、日程第28、議案第20号令和4年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、7議案を一括議題とします。</p> <p>本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。新田町長。</p>
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>まずはじめに、所信表明を申し述べさせていただきます。</p> <p>令和3年11月、町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援をいただき、錦江町長を務めることになり、誠に光栄に存じますとともに、その重責に対しまして、身の引き締まる思いでございます。</p> <p>令和4年第1回錦江町議会定例会に当たりまして、私の町政についての方針や重点施策に関する考え方を申し上げます。</p> <p>政策理念として、町政を進める上での政策理念（目指すまちの姿）として、第2次錦江町総合振興計画の目標でございます「子や孫へ、希望あふれる未</p>

来を創りつなぐまち」を実現できるよう施策を進めてまいります。

4年間の政策実行方針といたしまして、私は昨年8か月にわたり4千人を超える町民の皆様と意見交換する中で直面する地域課題解決と将来へ向けた投資を、同時並行して進めていかなければ町民の皆さんの幸福度や行政への信頼は得られないと確信いたしました。

錦江町が誕生しましてから17年を経過しようとしております。この間急激な少子高齢化、人口減少が進み、医療、介護、地域経済交通体系など、課題が山積しております。加えて新型コロナウイルス感染拡大で社会全体として閉塞感が漂う中、「失敗しないこと」を優先するのではなく、官民一体となって知恵を絞りながら「やってみて、一度立ち止まり考え、修正する」を繰り返す熱い思いを持ち続けることが重要であると考えます。

「人が信頼でつながり、小さな幸せを積み重ね、人に投資するまち錦江町」を政策実行方針とすることで、この時代の難局に「明るい兆し」を見出せるよう全力を尽くしてまいります。

具体的な行動目標として、これからの4年間に次の5つの元気を実現するため、事業を推進してまいります。

まず**第1に、働く世代の元気（まちを引っ張る産業の振興）**といたしまして、錦江町の主産業である農業の振興、雇用の創出・支援及び子育て世代への支援に取り組み、地方創生を推進していきます。

具体的施策としては

- ① U I J ターンの窓口一元化
- ② 短期労働需要に対応するための特定地域づくり事業協同組合の整備
- ③ 中長期の労働需要に対応するための雇用支援組織の整備
- ④ 畜産飼料の域内生産化
- ⑤ 隣接農地との区画整理に助成する田畑の隣接土地整備事業
- ⑥ 子育て支援住宅の整備

継続的な重点施策としましては

- ① さつまいもの基腐病対策
- ② 葉タバコ廃作後の転換作物の実証実験
- ③ 収益性向上と労働力不足を補うスマート農業の導入支援
- ④ 畜産農家ヘルパー制度の実証実験
- ⑤ マイナンバーカード活用型の生活利便性の向上実験

そういったものを進めてまいりたいと思います。

2番目に、子どもの元気といたしまして、子どもが育ちやすく、社会で活躍できる教育環境づくりに注力してまいりたいと考えております。

急速な国際化、情報化、デジタル化が進む現代において、実社会で活躍できるための世代ごとのキャリア教育や支援を推進していきます。

具体的な施策としまして、

- ①各世代型キャリア教育の推進
- ②若者の起業事業、事業継承、国内外留学支援
- ③幼児から中学生までの継続的な英語教育の充実
- ④ICT活用型学習教室の参加費無償化
- ⑤ICTワークキャンプ事業
- ⑥絵本の誕生日プレゼント事業

継続的な重点施策としまして

- ①中学生向けイノベーションチャレンジ事業
- ②小学生向けSDGsお仕事バイキング事業
- ③MIRAI寺小屋塾事業
- ④大学等との協働プログラム
- ⑤生活困窮者・自殺対策事業

3番目に高齢者・障がい者の元気、安心して暮らせる助け合いと健康寿命を延ばすため、地域見守り型の福祉の実現を目指してまいります。

高齢者や障がい者等が自立した生活を送れる環境や機会の創出のため、ヘルパー制度の充実や地域公共交通の拡充など、地域見守り型福祉の充実を推進していきます。

- ①肝属郡医師会立病院の整備支援
- ②地域ごとの生活支援を行う下駄ばきヘルパー制度の導入
- ③社会福祉協議会登録ヘルパーの育成・確保
- ④コミュニティバスの路線の再編・拡充
- ⑤乗り合いタクシーの導入
- ⑥農福連携事業の導入支援

継続的な重点施策としまして

- ①新型コロナウイルス感染症対策
- ②認知症カフェ
- ③生活支援型、生きがい対応型の各種事業
- ④訪問給食サービス事業
- ⑤障がい者、障がい児各種支援事業

それから4番目に、自然環境の元気としまして水資源、海を守るため、森を育て、循環型環境社会の実現に努めてまいります。水資源等の自然環境の保全や二酸化炭素排出削減に努め、循環型社会の実現及び林業・水産業の振興を推進していきます。

①水資源保全区域の設定による保全区域内の土地取引の事前取引制度の整備

②森林伐採時の植林誘導事業

③水源涵養等重要森林の寄附制度の構築

④海の森づくり事業（林業者と漁業者との共創による豊かな海づくり）

継続的な重点施策として

①森林環境税各種事業

②再造林事業

③有害鳥獣捕獲事業

④耕作放棄地解消関係事業

としております。

5番目に、地域の元気、自治会公民館の個性に応じた地域づくりを応援してまいります。

地域の自立的な活動を支援するとともに、防災減災も配慮した安心できる地域づくりを目指すとともに、多拠点居住者等の関係人口づくりを推進していきます。

①地域づくり計画実践活動の支援

②ワーケーション、多拠点居住者、関係人口、政策共感型ふるさと住民制度の構築

③災害に強い地域づくり・安全な地域づくり（緊急車両通行確保事業等）

④ひと・まちをつなぐ情報発信の「まちの駅」設置事業

継続的な重点施策としまして、

①自主防災組織の活動支援

②ハザードマップの更新

③ふるさと宅配便事業

④支障木伐採事業

⑤河川の維持管理事業

⑥テーマ別時自発的職員研修事業

こういった具体的な5つの柱のもとに、各種施策を推進してまいります。

おわりに、錦江町は、海岸地域、中山間地域、山間森林地域の3つに大別される標高差500mの地形に88の自治会、10の地区公民館というコミュニ

ティが形成され、約 7 千人の町民の皆さんが生活しておられます。

東部から中央部にかけて、肝属山地が広がり、西日本最大級の照葉樹林が広がる稲尾岳周辺は、四季折々の豊かな自然、豊かな景色を見せる一方、鹿児島湾には、雄川と神ノ川の二つの清流が流れ込み、千畳敷の石畳のある花瀬自然公園や神川大滝公園など自然環境と景観に恵まれた町です。

このような、豊かな自然を享受する中で錦江町の価値観による、「ひと・もの・コト」を応援できる寛容性に富んだ町民の皆様、そのものが錦江町の大きな魅力であると考えております。

私は錦江町長として、地方自治の基本である対話を重ねることによって、主権者である町民の皆さんの負託に応えることが私の責務であると確信し、より身近により問題意識の共有を図り、より主体的な住民の皆さんによる自治の構築を進めてまいりたいと思っております。

「人への投資」という人材育成こそが、「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐ」という目指すまちの姿への糸口であり、また、町民の皆さんの小さな幸せを生み出すための原動力となると確信しております。経済、環境、社会の各分野が持続できるまちづくりのために、これからも「元気、誠実、スピード」を私の行動指針として町政運営に当たっていく決意でございます。

議員の皆さま、町民の皆さまのご指導、ご支援を心からお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

引き続きまして、令和 4 年度当初予算を編成するに当たりまして、施政方針を申し述べさせていただきます。

令和 4 年度の当初予算を取りまとめましたので、当初予算、並びに関連議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と、予算の概要を申し上げ、議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解、ご賛同を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

国の令和 4 年度予算案（政府案）は、新型コロナウイルス感染症対策予備費 5 兆円を含め 107 兆 5,964 億円で、令和 3 年度当初より 0.9%増となりました。

歳入面では、税収は、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、経済活動が本格再開することを前提に、法人税などが増える見込みとして、65 兆 2,350 億円とし、前年度より 7 兆 7,870 億円の増収となっています。

また、新規国債の発行額は 36 兆 9,260 億円となり、当初予算ベースでは、2 年ぶりに減少しております。

財政健全化に向けては、基本方針 2021 及び骨太方針に基づき、経済・財

政一体改革を着実に推進するとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとし、歳出・歳入両面からの改革推進、並びに 2050 年カーボンニュートラルを目指した経済と環境の循環、グリーン社会の実現に取り組むとされております。

昨年 12 月 24 日に閣議決定され、今国会に提出された地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービス強化など重要課題に取り組めるよう、一般財源総額について、63 兆 8,635 億円が確保されているほか、地方交付税総額は、前年度を 6,153 億円上回る 18 兆 538 億円となりましたが、一方で、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債につきましては、3 兆 6,992 億円減の 1 兆 7,805 億円と大幅に抑制されたところでございます。

また、本年 2 月 10 日に鹿児島県が発表しました令和 4 年度予算案は、前年度比 3 % 増の 8,699 億 300 万円で、5 年連続の増加となっております。

歳入、歳出両面にわたる徹底した行政改革を取り組み昨年度に引き続き財源不足額をゼロとしたうえで、新型コロナウイルス対策を最優先課題に掲げ、農林水産業、観光、中小企業の「稼ぐ力」の向上に資する取組に重点を置くほか、県全体のデジタル化や、高齢者・障害者など誰もが安心して暮らし、活躍できる社会の形成に向けた施策などを積極的に推進するための予算が計上されております。

はじめに

本町におきましても、新型コロナウイルス感染拡大により、町民の皆様の日常生活や経済活動に大きな影響がでており、一刻も早くこの事態を収束すべく、令和 4 年度も最優先、最重要課題として施策を進めてまいります。

また、本町の基本理念であります「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」の実現に向けて、町の最上位計画である「第 2 次錦江町総合振興計画」を着実に推進するとともに、地方創生総合戦略など各種計画の進捗状況や取り組み結果を検証しながら、地方創生のより一層の充実強化を図ってまいります。併せて、今年度策定いたしました「過疎地域持続的発展計画」につきましても計画的な事業執行に努め、町の持続的な発展を図ってまいります。

今回ご提案させていただきます令和 4 年度一般会計予算総額は、前年度比 1 億 939 万 9 千円 (1.7%) 減の 63 億 1,938 万 4 千円となりました。

性質別歳出予算の状況及び歳入予算の状況については、別添資料のとおりとなっておりますのでお目通しください。

税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、納付率の向上が極めて重要でございます。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをして頂きながら、町税を完納していただく方々の納税意識を大切に、さらなる公正・公平を保つ取組を強化してまいります。

次に、先ほど述べさせていただきました、所信表明に関する令和4年度事業の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、『働く世代の元気、(まちを引っ張る産業の振興)』についてですが、先ほども説明しましたが、「①U I J ターンの窓口一元化」につきましては、住居、仕事、地域や人とのつながりまで総合的な支援を行う窓口の一本化を行い、スムーズな移住促進を図る取組を行います。

「②短期労働需要に対応するための特定地域づくり事業協同組合の整備」につきましては、事業者の担い手不足解消や、人口増加策の切り札として全国の過疎地で導入が進んでいるところでございます。本町におきましても、人口減少による労働力不足や、繁忙期における季節労働事業等に対応するとともに、組合雇用による安定的な雇用環境を整備し、一定の給与水準を確保しながらU I J ターン者の移住定住対策にもつなげられることから、設立の準備に向けた調査検討を進めてまいります。

「③中長期の労働事業に対応するための雇用支援組織の整備」につきましては、育成型・のれん分けの雇用支援組織の官民出資による設立に向け、調査・検討を進めてまいります。

「④畜産飼料の域内生産化」につきましては、令和4年1月に、南州エコプロジェクト株式会社と締結した包括連携協定に基づきまして、国産濃厚飼料の生産・買取りに向けた実証圃場等の取組を支援してまいります。

「⑤隣接農地との区画整備に助成する田畑の隣接土地整備事業」につきましては、新たな「農地整備事業」を創設し、農業生産性の向上のため、規模拡大や農地の集積、大型農業機械の作業効率の向上を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

継続的な重点施策としまして、「①サツマイモの基腐病対策」につきましては、官民対象対策実験の支援としまして、さつまいも振興会での基腐病の原因究明と実証展示圃の取組を行うこととしており、さつまいも農家への支援策も引き続き講じることとしております。

「②葉タバコ廃作後の転換作物の栽培実証実験」につきましては、農協と連携し、ゴボウや加工用ばれいしょ等の実証圃を設置し、栽培実証を行う予定でございます。

「③収益性向上と労働力不足を補うスマート農業の導入支援」の関係では、収益性向上と収穫時の労働力不足を補うため、まずは自走式ばれいしょ収穫機の導入に対し支援を行います。

「④畜産農家ヘルパー制度の実証実験」では、畜産農家の働き方改革を推進するため、制度の導入に向けて調査・検討を行います。

「⑤マイナンバーカード活用型の生活利便性の向上実験」につきましては、マイナンバーカードを利用した住民サービスとして、全国の約5万5千店舗のコンビニエンスストア等で、住民票や印鑑証明書、各種、課税証明書が取得できるよう、コンビニ交付システムを導入します。また、高齢者の移動支援策としまして、現行の福祉タクシー利用券をマイナンバーカードで利用できるための実証実験も行っていきます。

次に、『子どもの元気（子どもが育ちやすく、社会で活躍できる教育環境づくり）』についてですが、「①各世代キャリア教育の推進」につきましては、小学生を対象とした事業として将来なりたい職業で活躍している講師とオンラインで対話する「お仕事バイキング」や大学生との交流を通して、自分の夢を発見する「夢発見プログラム」、また中学生を対象とした事業として、未来をつくるアイデアを考え、その実現に向けてチャレンジする「アントレプレナーシップ教育事業」を引き続き実施し、児童生徒の職業観・勤労観を育み、自立した人生観を育てる教育を推進します。

更に、意欲や向上心の養成を目的に、未就学児を対象とした親子で学ぶ知育教育にも着手いたします。

「②若者の起業、事業継承、国内外留学支援」につきましては、20歳から25歳を対象とした国内外留学支援制度の創設に向け、調査・検討を行います。

「③幼児から中学生までの継続的な英語教育の充実」に関しましては、幼児につきましては、町内の幼稚園・保育園に外国人講師を派遣し、幼児期からの英語教育に取り組みます。また、小学校3，4年生については AEA を引き続き配置いたします。さらに、児童生徒等の海外でのホームステイ等についても支援してまいります。

「④ICT活用型学習教室の参加費無償化」に関しましては、ICT活用型学習教室として実施している MIRAI 寺子屋塾事業について、地理的条件や経済的理由により、学習機会の格差を解消するために、児童生徒については無償化を行います。

また、高校生を対象とする公営塾を新たに今年度から開設いたします。

「⑤ICTワークキャンプ事業」につきましては、「デジタル×ものづくり」をテーマに、テクノロジーを活用したものづくりを学ぶ機会を提供し、子どもたちの創造力や表現力を養うとともに、デジタル人材の育成など、ICTリテラシーの向上を図ります。

「⑥絵本の誕生日プレゼント事業」につきましては、親子による読み聞かせやふれあいを通じて、子どもの心と子どもの言葉の発達、コミュニケーション能力を育てていくことを支援するとともに、愛着形成構築のきっかけづくりに寄与することを目的とし、錦江町に居住する0歳から6歳の誕生日を迎える全ての未就学児に対し、その誕生をお祝いし、その子の誕生月に絵本のプレゼントを贈る事業を展開いたします。

継続的な重点施策のうち、「⑤生活困窮者・自殺対策事業」につきましては、今年度に引き続き「地域自殺対策強化事業」に取り組み、対面・電話・SNSによる相談や訪問を実施してまいります。また、支援が必要と思われる子どもにつきましては、「支援対象児童等見守り強化事業」により、引き続き、戸別訪問や不登校児童等の学習支援を実施してまいります。

次に、『高齢者・障がい者の元気（安心して暮らせる助け合いと健康寿命を延ばす地域見守り型の福祉の実現）』についてですが、「①肝属郡医師会立病院の整備支援」に関しましては、今月中に「再整備基本計画（案）」を作成し、今後、住民の方々への説明、「南隅地域のための医療介護の姿検討委員会」への報告を行い、両町議会で議論していただいた上で、令和7年度の開院に向けて、建設用地の取得、新病院の基本設計及び実施設計に取り組んでまいり

ます。

「②地域ごとの生活支援を行う下駄ばきヘルパー制度の導入」につきましては、地域包括ケア体制の重要な役割を担う制度として、本町に合った制度設計のための検討を行ってまいります。また、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、検討を進め、実施要綱を策定したいと考えております。

「③社会福祉協議会登録ヘルパーの育成・確保」につきましては、ヘルパーの仕事内容を広く発信するとともに、やりがいや魅力を多くの方々にご理解していただき、職業としての選択につなげていきたいと考えております。また、訪問介助業務全般に係る支援なども検討してまいります。

「④コミュニティバスの路線の再編・拡充」につきましては、現行のコミュニティバスの利便性を向上させるため、利用者の要望等を調査しながら見直しに着手してまいります。

「⑤乗り合いタクシー制度の導入」につきましては、公共交通の脆弱な地域や高齢者等、交通弱者の多様な移動手段を確保する対策として、コミュニティバスの再編と同時に検討してまいります。

「⑥農福連携事業の導入支援」につきましては、障がい者や認知症など社会的弱者と言われる方々に、就労や社会貢献活動の機会を提供できるシステムの構築に向け、調査・検討を行ってまいります。

継続的な重点施策としましては、「①新型コロナウイルス感染症対策」として、町内の学校や幼児教育施設、高齢者施設、事業所や官公署、地域自治会等において集団感染クラスターの発生が懸念される場合を想定し、感染の恐れのある住民を対象とした無料のPCR検査事業を実施いたします。

「②認知症カフェ」につきましては、その運営を民間団体に委託して、開催回数や内容を充実させるなど、当事者の方々がやりたいことにチャレンジし、社会や仲間同士でつながっていける場としての機能強化を図ってまいります。

「③生活支援型・生きがい対応型の各種事業」、「④訪問給食サービス事業」、「⑤障がい者、障がい児各種支援事業」につきましては、引き続き当事者の

方々に寄り添った支援を進めながら、「人が信頼でつながる」ことを実感できる町ぐるみでの支援につながるよう、今後とも、多くの機関と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、『自然環境の元気、(水資源、海を守るため、森を育て、循環型環境社会の実現)』につきましては、「①水資源保全区域の設定による保全区域内の土地取引の事前届出制度の整備」として、保全区域の設定や事前届出制度の仕組みづくりについて調査・検討を行うとともに、森林法を補完する条例制定について検討を進めてまいります。

「②森林伐採時の植林誘導事業」につきましては、伐採届の様式の変更により、植林への理解を誘導するとともに、さらなる植林誘導強化策の検討や森林環境税の活用等について検討してまいります。

「③水源涵養等重要森林の寄附制度」につきましては、現地調査の結果等を踏まえ、安心安全な水資源を確保するための重要森林については、寄附の受入を積極的に行ってまいります。

「④海の森づくり事業(林業者と漁業者等の共創による豊かな森づくり事業)」につきましては、藻場造成事業に加え、川上の資源である木材等を活用した漁場環境保全の取組や、住民(子ども)参加型の学びの場の実施等について検討してまいります。

継続的な重点施策としましては、「①森林環境税各種事業」につきましては、国産材利用の促進を図るための既存の森林炭素マイレージ交付金や、造林事業の推進を図るための令和の森づくり事業等の事業を継続しながら、新たな事業についても検討を行ってまいります。

「③有害鳥獣捕獲事業」につきましては、猟友会の会員数を維持し、鳥獣被害対策実施隊の活動を引き続き支援するとともにサル罠を導入するなどの対策を講じてまいります。

次に、『地域の元気(自治会・公民館個性に応じた地域づくりの応援)』につきましては、「①地域づくり計画、実践活動の支援」として、自治会や公民館が、地域づくり計画に基づき、地域の特性を生かした自律的な活動を行えるよう必要な支援を行ってまいります。

「②ワーケーション多拠点居住者、関係人口、政策共感型ふるさと住民制度の構築」につきましては、コロナ禍により、都市部で働く人の趣味や理想のライフスタイルはなお一層多様化し、ワーケーションへの注目度も高まってきていることから、屋外オフィス等を整備し、サテライトオフィスとしての環境を充実させてまいります。また、町の取組の理念や寄附金の使い道などに共感していただいた寄附者を対象に、「第二のふるさと」として、錦江町との距離をぐっと近づけるための、一步進んだ関係人口構築の手段として、「ふるさと住民制度」を構築することとし、まずは一定額以上のふるさと納税寄附者を対象に、同制度に共感していただいた寄附者に対して、ふるさと住民カードを発行し、公共施設の町民料金利用や LINE による町の情報の提供等の取組を行ってまいります。

「③災害に強い地域づくり・安全な地域づくり」につきましては、「災害時避難行動要支援者」の個別避難計画策定に全力で取り組みますが、特に、土砂災害危険地域にお住まいの方々などを優先し、年度内には対象者全員の計画を策定をいたします。

また、老朽空家対策事業を引き続き実施するとともに、支障木伐採や道路のカーブカットなど、避難誘導路や緊急車両通行確保のための整備を進めます。

「④ひと・まちをつなぐ情報発信の「まちの駅」設置事業」につきましては、ひと・テーマ・まちをつなぐ拠点づくりとして、トイレ、休憩所、まちの情報発信ができる「まちの駅」を募集し、設置いたします。

継続的な重点施策としまして、「①自主防災組織活動支援」については、自治会内の防災マップや要支援者名簿の作成、避難訓練などの取組みを支援いたします。なお、自主防災の活動は、それぞれの自治会において取組状況が異なりますので、防災専門監を中心にこちらから出向き、形に捉われず、その自治会に合った方法で繰り返し支援を行うこととしております。

「②ハザードマップの更新」につきましては、土砂災害警戒区域・津波浸水想定区域や避難所など、防災・減災の情報を表記した冊子版を作成し、全戸配布するとともにホームページから閲覧できる Web 版につきましても運用を開始する計画でございます。また、自主防災組織支援事業による地域防災の自助・共助の意識の醸成に、引き続き取り組むとともに、近年、防災分

野においてスマホアプリやSNSを活用した情報発信の取組みが進められていることから、導入に向け検討してまいります。

「③ふるさと宅配便事業」につきましては、町民の皆様から好評を得ていることから、対象期間を4月から12月までに拡大し、実施する計画でございます。

「④支障木伐採事業」につきましては、町道沿いの支障木等は、原則として、所有者の方々に管理していただくものですが、道路走行に支障をきたす場合は、地権者の了解を得た上で町が伐採を行っているものの、最近では所有者不明の土地など、地権者の了解を得ることが困難な場所も増えてきていることから、地域の方々と協力しながら伐採を進めてまいりたいと考えております。

「⑤河川の維持管理事業」につきましては、現在、町が管理する河川は「70河川」存在しており、近年の気候変動により降雨量が増大し、河川氾濫が発生することも想定されます。

昨年11月、大隅半島の自治体で構成する「大隅地域流域治水協議会」が発足しましたので、河川の水害を軽減させるため、河川へ流入する道路・山林・農地の各分野別に情報交換を行い、水害や流域の防災に努めるとともに、引き続き、河川の適正な維持管理を行ってまいります。

「⑥テーマ別自発的職員研修事業」につきましては、人づくりを支える人材育成を目的とし、職員の自発的研修に対する支援を行います。

以上が、私の所信表明に基づく令和4年度の事業での概要でございます。

続きまして、所信表明の中では申し上げませんでした、令和4年度に取り組むその他の事業等について、第2次総合振興計画の10の基本計画ごとにご説明申し上げます。

まずはじめに、1.「想い」に共感しつながるまちづくりについてですが、ふるさと納税につきましては、返礼品の豪華さや、お得感で寄附を募るのではなく、町の取組や理念、寄附金の使い道などに共感してくださる方々との関係を深め、関係人口の創出・拡大を図ることを目的に、これまで取り組んでまいりました。

令和3年度はコロナ禍にあっても寄附件数、寄附金額ともに前年度を上回っております。このことは、本町のふるさと納税に対する考え方や取り組み、使い道に共感してくださる方々が増えている証であろうと考えております。

今後とも、寄附者の期待に応えるべく、返礼品事業者と協力し、町の魅力を発信するとともに、企業版ふるさと納税の活用など、更なるふるさと納税や新たな財源の確保に努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、誰もがいつでも学べる機会の充実を図り、学校や地域とともに健やかで心豊かに活動することができるよう進めて参ります。

公民館活動につきましては、公民館主催事業の充実を図るとともに、学習成果を発表する場を設け、地域での交流や世代を超えたつながり、町民の自主的な学びや活動を支援します。

人権教育としましては、研修会等の積極的な参加を促し、人権尊重の普及高揚を図ります。

また、町民の幅広い交流を促進し、教養の向上や文化の振興、健康の保持増進を図るとともに、災害等の非常時においては、防災活動の拠点施設である「錦江町総合交流センター」を有効活用し、学習環境及び健康増進、並びに安心安全なまちづくりに努めます。

史跡や文化財につきましては、町民が様々な機会をとらえ、歴史に触れ、親しみ、理解を深められるよう保存整備を図り、多くの町民に公開することにより、史跡や文化財を活用したまちづくりを推進します。

なお、池田地区の正月伝統行事である「柴祭り」が令和2年3月に文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、現地調査等も開始されましたので、池田地区の皆様とともに盛り上げ、後世に残る無形文化財となるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に、2.子どもたちが夢にチャレンジできるまちづくりについてですが、教育におきましては、本町の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かなたくましい人づくり」を推進するため、SDGsを中核に据え、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的・物的・文化的交流等を積極的に行いながら、力強く進めてまいります。

まず、学校教育につきましては、GIGAスクール構想により整備した1人1台端末や電子黒板等の学校ICT機器のさらなる活用のため、必要な改

修や教職員への支援を引き続き行い、情報モラル教育と併せて、学力向上に努めてまいります。

学校給食につきましては、学校給食費補助金を活用し、地元食材をより多く活用しながら「食育」を推進し、安心して安全な給食の提供と更なる地産地消に努めます。

このほか、コミュニティスクールや地域資源を活用した特色ある学校づくりを推進し、学校・家庭・地域社会、関係機関の連携、安全・安心に学校生活を送れるよう学校施設の維持改善に努め、児童生徒の心豊かな人間性や社会性を育み、基礎的・基本的な知識や技能と併せ、思考力・判断力・表現力及び体力を培ってまいります。

次に、3.健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてですが、健康づくりの推進につきましては、全ての町民の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、「第2期データヘルス計画」に基づき、疾病の予防対策を行いながら、早期発見、早期治療及び高血圧等の生活習慣病、重症化予防対策に重点を置いた事業を展開するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な支援対策に取り組み、町民自ら積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援してまいります。

様々な疾病の要因となる生活習慣病の予防につきましては、日常生活の改善により、疾病の発症予防と、必要な情報提供や各種健診事業の受診しやすい体制づくりを図り、予防意識の向上や保健指導の充実に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな変異株等の発症により、全国的に爆発的な感染拡大が発生していることから、感染防止対策の徹底を引き続き呼びかけるとともに、国の支援に伴うワクチン接種事業が計画的かつ円滑に行えるよう、近隣自治体や肝属郡医師会と協力して実施してまいります。

令和元年度に取り組みました、虫歯予防のためのフッ化物洗口普及啓発事業により、令和2年度から幼稚園・保育園で行っていたフッ化物洗口を学校でも行うこととなりました。令和4年度は全校で実施いたします。

社会教育につきましては、マイライフ・マイスポーツ運動を推進し、町民がそれぞれの関心や適性に応じた主体的継続的にスポーツに親しむまちを目指します。その1つとして、町民体育大会を従来の、一堂に会する形式から、自分の関心のある競技に参加できる総合的な大会に変更することを通じ、ス

スポーツをする機会やきっかけを提供し、スポーツ実施率の上昇につなげていきます。スポーツ環境の整備については、コミュニティスポーツクラブの早期設立のために、必要な支援を行い、クラブを中心としたスポーツ振興とスポーツを通じた地域づくりができる組織づくりを行います。また、休日の部活動の段階的な地域移行に伴い、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて地域部活動推進協議会を設置し、地域で子どもを育てる体制づくりを進めます。

施設改修では、総合運動公園サンドームの雨どい、防球ネットの修繕等を行い、利用時の利便性向上を図ります。

また、令和5年度のかごしま国体に向けて、休止しておりました国体準備室を再開し、関係市町、並びに関係機関と連携を図りながら、準備を進めるとともに、リハーサル大会を兼ねて令和4年9月4日に全日本大学対抗選手権自転車競技大会を開催し、国体へ向けての機運醸成とスタッフの育成を図ります。

次に、4.未来を託す子どもを育成するまちづくりについてですが、地方創生の取り組みにつきましては、第2期錦江町総合戦略に基づき各種施策を実践しております。本町の取組に共感し、町の地域課題解決に向けた取り組みをビジネスへ昇華させようと、現在8名の未来づくり専門員が活動しておりますが、この内、4人は任期満了により、この3月で退任いたします。退任者の1名は既に起業しており、もう1名も近いうちに起業する予定でございます。また、令和4年度も新たに2名の若者が加わり、本町で自分の夢に挑戦しようとしておりますので、引き続き、その実現のために支援してまいります。

また、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、人材育成、並びに人材バンク登録促進に取り組んでまいりたいと思います。

青少年教育につきましては、錦江町の将来を担う人材の育成をめざし、錦江町子ども会育成連絡協議会と連携して、インリーダー研修事業などに取り組み、次世代の青少年リーダー育成を図ります。

次に、5.多様性を生かした農業によるまちづくりについてですが、令和3年11月に初めて確認された感染力が強い変異ウイルス、オミクロン株の感染拡大等により、「家の中で快適に過ごす」ことを重視した巣ごもりの需要増加はあるものの、農林水産業にとっては大変厳しい状況が続いております。

このような状況の中、農林水産業全般に関し、国においては「食料・農業・

農村基本計画」に基づき、「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開を推進することとしています。

また、県においては「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、「人づくり・地域づくりの強化」「生産・加工体制の強化、付加価値の向上」「販売拡大・輸出拡大」という3つを重要施策と位置づけております。

このような状況の中、町では、懸案事項であります、さつまいも基腐病の被害軽減を目指し、昨年の発生状況や国、県の共同研究、各プロジェクトチームでの実証結果を踏まえ、ほ場に菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策に総合的に取り組むこととし、現在、苗床や種いもの消毒の徹底、収穫直後の残渣の持ち出しと早期耕うんなどの対策について周知を図っているところでございます。

加えて、令和4年産に向けては、近年、国、県との共同研究により、発病抑制効果が確認された種芋の蒸熱処理装置を鹿児島きもつき農協等が導入することから、大変期待を寄せているところでございます。

また、葉たばこの廃作後の転換作物につきましては、酒造会社等から、加工用さつまいも等の契約栽培の依頼もあり、明るい兆しも見えてきております。

その他、令和4年度の新たな取り組みとして、農業生産工程管理の手法としてJGAP等の第三者認証や有機JAS、HACCPの取得及び維持・更新に伴う審査経費の助成等に取り組んでまいります。

また、将来の錦江町の農業を担う人材を育成するため、新規就農者や後継者を対象とする国の「農業次世代人材投資事業」や町単独事業の新規就農者総合支援事業により、生活支援や生産性向上に向けた設備の導入に対する補助事業を引き続き実施して参ります。併せて新規就農者等を対象にした学習の機会を錦江町農業技術連絡協会等と連携して設け、経営者としての人材育成にも力を入れてまいります。

基盤整備につきましては、両根占土地改良区の老朽化した施設を維持していくために、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」により、補修・補強、または一部更新などの保全対策工事の実施を今後も支援してまいります。

国営総合農地開発事業、「肝属南部地区」におきましても、20年以上を経

過した施設があることから、経年劣化に伴う機能低下の影響を防ぐため、機能保全計画に基づく予防保全対策工事を支援し、施設の長寿命化を図って参ります。

畜産につきましては、輸入濃厚飼料の高騰や新型コロナウイルスの終息が見えない中、大変厳しい状況は続いております。しかし、近年、牛、豚、ブロイラーとも若手の新規就農が増加しており、この流れは今後も変わらない見込みであります。

このため新規就農者にきめ細やかな支援ができるよう、県や農協、町と連携して、青年就農資金等の個別相談や畜産クラスター事業等の導入支援に応えてまいります。

さらに、生産牛農家では、経営安定対策と生産基盤の強化を図るため、ICT技術を活用した発情発見装置、分娩監視システム、牛群管理システムの実証によるスマート農業をさらに推進し、実用的な情報を確実にタイムリーに受け取れるシステムの導入を図ってまいります。

また、令和4年度に本県で開催される「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」に向けて、出品牛の発掘と育成を図ります。併せて、県と連携し、優良繁殖雄牛導入促進に対する支援を行い、全国に鹿児島錦江町牛の名を広めるため、関係機関と連携しながら、技術支援に努めてまいります。さらに、畜産農家が畜産振興資金貸付基金や優良牛保留対策事業を活用し、高齢牛の更新・増頭を促進してまいります。

現在、国内各地で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、県内では、出水市、長島町で発生するなど、いづどこで発生してもおかしくない、予断を許さない状況であります。

このため、畜産農家は当然のこと、近隣町や農協、肝属家畜防疫対策協議会と連携して、「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」「豚熱」等々の家畜伝染病の侵入を許さない、強い予防対策のさらなる徹底を図って参ります。

また、病原菌の外部からの侵入を防ぐため、豚舎や鶏舎、堆肥舎の破損した防鳥ネット等の張替え修繕費の一部を助成する家畜疾病侵入防疫対策事業を実施します。

次に、土づくり支援センターにつきましては、課題でありました原材料(牛糞)の水分調整につきましては、県や関係機関のご助言や指導もあり、概ね解決出来ております。

また、ブロワー設備の清掃により、通気が改善されたことから、好氣的発

	<p>酵が促進され、製造時間の短縮や良質の発酵堆肥が順調に製造されており、増産への足がかりが見えております。今後は、発酵槽の製造過程の検討・見直し等を行いながら、なお一層の増産を図って参ります。</p> <p>有害鳥獣による農作物等への被害対策については、関係機関と連携を図りながら、引き続き、新規狩猟免許取得者への助成や狩猟者登録時の狩猟税・登録手数料等の補助による資料登録者の確保を図ってまいります。</p> <p>林業につきましては、令和3年春期にウッドショックが始まり、木材価格が一時高騰し、木材需要に対し供給量が追いつかない状況でありましたが、現在では中国等への木材輸出について、木材価格が下がってきてはいるものの、輸出量は依然として順調で、国内需給率も好調に推移してきております。</p> <p>このようなことから、森林・林業再生プランを基本に、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、消費者のニーズに対応できるよう、高性能林業機械の導入支援を行い、林業の生産性を高めながら、同時に再造林化を進めてまいります。さらに、林業の副産物の特用林産物（枝物等）の振興にも推進して参ります。</p> <p>水産業につきましても、新型コロナウイルスの影響により、一時期、鮮魚・高級魚を中心に価格が暴落いたしました。しかし、昨年11月頃から少しずつではありますが、経済が動き出し、取引量や価格も戻りつつありましたが、オミクロン株の感染拡大により、持ち直しつつあった経済も再び大変厳しい状況となっております。このような状況の中で、町では、養殖業をはじめとした町内漁業者が利用する県漁協大根占支所の上架施設劣化が著しく危険な状態であることから施設を改修するための予算を計上しております。</p> <p>また、町内小学生を対象とした「魚の料理教室」を開催するなど、調理学習や地元の魚食普及活動に引き続き取り組んでまいります。</p>
○笹原議長	<p>新田町長。すいません。ここで、しばらく休憩をいたします。 30分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 14 : 20 再開 14 : 30</p>
○笹原議長	<p>それでは、休憩を閉じて会議を再開します。新田町長。</p>
	<p style="text-align: center;">（新田町長 登壇）</p>
○新田町長	<p>それでは引き続き、施政方針を述べさせていただきます。</p> <p>6. 「支えあい」を実感できるまちづくりについてですが、「各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』の実現」のため、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画などの各計画に基づき、高齢者、障がい者に加え、子育て世代、子どもなどの若年者の支援も含めた地域包括ケア体制の構築を念</p>

頭に進めてまいります。

高齢者の生きがい・健康づくりにつきましては、各種運動教室を開設していますが、新たに、「ヨガ」をメニューに加え、住民主導によるフレイル予防、（より早期からの介護予防）を取り入れるなど、充実を図ってまいります。

また、在宅福祉充実のため、「介護サポーター養成講座」を地域ごとに開催するなど、民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーを含め、地域ぐるみでの見守りや支援の拡大を図ってまいります。

D X推進に伴います「デジタルデバイト」（情報格差）への対策としまして、高齢者を対象にした「スマホ教室」を引き続き開設するとともに、新たに「スマホ相談所」を開設することで、理解の定着を進めてまいります。

「認知症フレンドリーコミュニティ」構築に向けた取組については、「認知症フレンドリー事業所」の登録促進や、図書館への「認知症との出会いコーナー」の設置など、町内事業者等との連携をさらに深め、町ぐるみでの運動に進化させていきたいと考えております。

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりにつきましては、法に基づく国・県の支援施策を活用しながら、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、社会参加ができる地域づくりに努めてまいります。

また、様々な社会課題がのしかかり、「生きづらさ」を感じている方々に対し、「自殺対策強化事業」や「支援対象児童等見守り強化事業」などの支援事業を継続するとともに、当事者の就労や社会貢献活動を支援する仕組みづくりも検討してまいります。

子育て支援につきましては、「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と子どもの権利擁護に努めるとともに、保育園や学童保育などの施設との連携・支援、母子健康手帳などの情報のデジタル化に取り組んでまいります。

さらに、「特別の支援を要する子ども」や「医療的ケアの必要な子ども」等、今後の様々な学校ニーズに対応するため、「特別支援教育支援員」や、複式学級のある学校には「複式学級を支援するための支援員」を引き続き配置し、小規模・複式学級の指導方法の充実と施設の整備を図ってまいります。

いじめや不登校など児童生徒等の心の相談につきましては、引き続きスクールカウンセラーなどを配置し、児童生徒、保護者、並びに教職員の相談支

援に努めてまいります。

自治会運営につきましては、人口減少・少子高齢化が一段と進行し、運営が難しくなる中、自治会長さんを中心に地域自治力の連携・強化に取り組んでいただいております。深く感謝しております。

今後も自治会長さんと連携を図りながら、自助・互助・共助の意識の醸成に努めてまいりますとともに、自治会統合につきましても、引き続き支援を行って参ります。

7.快適な生活環境のまちづくりについてですが、空き家対策につきましては、居住可能な空き家は空き家バンクへの登録を呼びかけ有効活用を引き続き図ってまいります。老朽空き家につきましては、「空き家解体撤去補助事業」や、「自治会が空き家除却に取り組む活動の支援」、大根占地区の都市計画用途区域を限定にした、「管理不全である特定空き家等の寄附受入れ制度」等を実施しながら、快適な住環境の整備に努めてまいります。

循環型社会の実現に向けて取り組んでおります再生可能エネルギー対策につきましては、田代支所に整備した木質バイオマス発電の安定稼働に努めるとともに、その余剰電力を本庁舎で活用する実証実験を、昨年10月から、京セラ、おおすみスマートエネルギーの3者で実施しております。その他の再生可能エネルギーの導入につきましては、国の2050年の脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消、地域産業の活性化、地域課題解決との連動、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からのご要望も多数、お寄せいただいているところですが、財政健全化との整合性を図るとともに、緊急性や効率性等を考慮しながらご要望に応じて参りたいと思います。

令和元年度より、県の権限移譲により県管理道路の国道269号線、国道448号の除草等を1年を通して町内業者により実施しております。

また、国道269号線におきましては、歩道内に楠の木が植栽してありますが、現在かなり繁茂して歩行者が見えづらかったり、車道にはみ出したりしております。

地域の合意が得られれば、県と協議して見えづらい箇所の方刈等を検討していきたいと考えております。

本町の交通インフラの整備状況は、平成5年に策定された広域道路整備基本計画から長年の要望活動等が実を結び、令和3年3月に大隅縦貫道（吾大

根占田代道路)の事業化が決定いたしました。新たな産業、経済や観光、防災に資する主要道路として早期完成に向け、「吾平大根占田代道路整備促進協議会」を立ち上げ、用地・測量等がスムーズに進行するよう取り組んでまいりたいと思います。

また、本町が管理する道路につきましては幅員狭小・視距不良路線等の計画的な新設改良工事を継続してまいります。また、老朽化による舗装、排水設備等の損傷等が随所に見られるようになってきているため、維持補修を継続するとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き維持補修に取り組んでまいります。

住宅施策につきましては、公営住宅・町営住宅共に老朽化が進んでいることから、年次的に解体工事や維持修繕、改修工事を進めているところであります。今後も入居者が快適で文化的な生活が営めるよう住環境整備を推進していきたいと考えています。

次に、8.地域資源を活用した産業振興によるまちづくりについてですが、観光につきましては、コロナ禍において、全国的に観光に対する考え方や取り組み方が大きく変化してきているところです。

このような状況の中、本町においても、人々の観光に対する興味や関心が「自然豊かなところへ」「小人数で」「近場で楽しく」という傾向が強まる状況において、引き続きマイクロツーリズム（近距離旅行）の取組を進めてまいりたいと考えています。

また、徹底した感染防止対策と可能性を模索しながら、本町の強みである「豊かな自然」「豊富な食材」を十分に生かした各種事業の実施や観光施設の充実を図るなど、コロナ禍でも楽しめる観光資源の磨き上げに努めます。

産学官の連携事業につきましては、鹿児島純心女子短期大学や民間企業、鹿児島市内の宇宿商店街振興組合等と連携し、商品の開発や新たなマーケットの掘り起こしなど、販路の拡大等に向けて取組を行ってまいります。

また、農林水産事業者の皆様との連携をこれまで以上に強化し、イベント開催時の地元事業者の出店拡大や、宇宿商店街振興組合の顧客を対象とした「産地見学ツアー」の実施等により、「儲かる観光」の実現を図ってまいります。

照葉樹の森を活用したマインドフルネス体験（呼吸法から現実をあるがままに受け入れる心を整える体験）や、マイクロツーリズムを意識した神川海

岸影絵の祭典などの取組みにつきましては、SNSや動画配信アプリなど、あらゆる媒体を積極的に活用し、さまざまな角度から、町の魅力を発信して、町の知名度の向上とアフターコロナに行きたくなる町を目指します。

より明確にターゲットを絞り、交流人口から、それをお互いの顔の見える「関係人口」へ進化させることによって、次世代へ続く観光交流を目指して参ります。

商工業につきましては、度重なる新型コロナウイルスの影響により、飲食店を中心に営業時間の時間短縮や休業、酒類の提供中止の要請により甚大な影響を受けておりますが、国、県の支援はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム商品券の発行や、事業継続緊急支援金給付事業、飲食賃貸店舗経済支援事業等、町独自の支援策を実施してまいりました。今後も新型コロナウイルスの影響を注視しながら、経済対策や支援に対応してまいります。

併せて、商工業事業資金の利子補給、商工業者店舗等改修事業を引き続き実施するとともに、地元の商工業・商店街の活性化に向けて商工会と連携を図りながら取り組んで参ります。

さらに、鹿屋市消費生活センターとの消費生活相談業務の広域連携により、より巧みなトラブルに対応できる体制を維持し、安心・安全な社会づくりに努めます。

次に、9.地域の安全を守るまちづくりについてですが、気象変動等の影響による急激な気象変化や自然環境の頻発化・激甚化に晒されており町民の生命財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっています。

本町でも、令和2年6月に錦江町地域強靱化計画を策定し、異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んでまいりますとともに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携を図りながら取り組んで参ります。

防災につきましては、令和3年11月に錦江町地域防災計画を見直し、災害対策基本法の規定に基づき、本町の防災、災害対策に関し万全を期することとしました。自然災害で最も多いのが台風です。台風や大雨などの風水害は、いつ、どこで、どれくらいの規模のものがやってくるかなど、ある程度予測

することは出来ませんが、地震災害のように突然襲ってくるものもあります。本町は、土砂災害警戒区域がある自治会や津波が心配される海岸を有する自治会が多くあり、被害を防ぐためのインフラ整備などの対策だけでなく、自治会ごとや住民一人ひとりの災害への対応能力の向上を図ることが必要不可欠です。

そこで、令和4年度におきましては、昨年整備いたしました、避難所資材を活用し、災害を想定した訓練を実施するとともに、児童生徒の防災学習にも引き続き取り組んでまいります。

また、防災行政無線の設備の機器の更新及び機能の強化を行い、適時的確な情報の発信に努めて参ります。

消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修を年次的に行い、地域住民の初期消火や消火訓練に活用しやすく整備を進めて参ります。令和4年度は大原分団配備の消防資機材の更新を行います。

消防団におきましては、分団ごとに消防積載車を活用した訓練などを定期的に行い技術の向上に取り組んでまいります。また、消防団員数が全国的に減少しておりますが、本町も同様の状況にあることから、地域防災力の中核である消防団員の確保を図るため、令和4年度から団員出動の報酬等の処遇改善を図ることとしております。さらに、女性消防隊員による予防消防などの広報活動を行い、地域に根差した活動を行って参りますとともに、団員勧誘も取り組んでまいります。

防犯につきましては、町内9か所に防犯カメラを設置し、犯罪の抑制、行方不明者の捜索などに関係機関と連携を図りながら迅速に対応しておりますが、今後の課題として、高齢化が進む中、独居老人世帯が多くなり地域間での見守りに対する脆弱性の軽減を図るため、自治会内での見守りカメラの設置等の検討を図ってまいります。

次に、10.情報共有による住民参加・対話のまちづくりについてですが、町のホームページのリニューアルを行い、町民への情報伝達手段の強化を図るとともに、国の自治体DX推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化、自治体の行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進などに関する事業に着手するとともに、各種会議の公開やまちづくり町民講座を積極的に進めてまいります。

次に、【国民健康保険】についてですが、国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少と高齢化、医療の高度化により、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、財政状況はより逼迫しておりますが、国保事業が必要とする財源は、被保険者の国保税で賄うことが基本原則であることから、令和3年度において大幅な保険税率の引上げを行ったところでございます。被保険者の皆様にはかなりの負担をおかけすることになりましたが、「相互扶助」など制度の根幹を含め、今後も適正な財政運営に努めてまいります。

また、公的支援につきましても、保険者の取り組み評価に基づく財政支援に対するインセンティブ（優先）配分の比率が増えていることから、これまで以上に糖尿病重症化予防など生活習慣病の重症化予防対策の推進や、特定健診、特定保健指導の充実・強化策に取り組むとともに、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費抑制を図り、国保制度の健全化に努めてまいります。

次に、【後期高齢者医療】についてですが、後期高齢者医療事業につきましては、国保事業と同様に、被保険者の医療費の増加が引き続き大きな課題となっております。このため、社会保障費や医療費の抑制を図るため、国保や後期、介護部門が一体となり、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を展開してまいります。こうした取組により、2040年度までに健康寿命を3年以上を延伸し、平均寿命との差の縮小を図るため、これまで以上に充実した庁内支援体制を構築し、保健師や看護師、管理栄養士等による、低栄養防止や、口腔機能低下予防対策などのハイリスクアプローチ対策に取り組んでまいります。今後とも引き続き、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険が一体となり、医療費抑制につながる予防事業を確立できるよう努めてまいります。

次に、【介護保険】についてですが、介護保険事業につきましては、高齢者自身の希望を尊重し、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう社会全体で支援することが基本でありますことから、「第8期介護保険事業計画」に沿った着実な事業の実施を進めてまいります。また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括システムの構築に向け、各種運動教室、サロン活動などの事業を関係機関と連携して推進してまいります。

次に、【簡易水道事業】についてですが、町民の皆様には安全・安心な飲料水

	<p>を供給するために、施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態に迅速に対応できるよう取り組んでまいります。また、集落等の管理運営をする水道施設の更新につきましても、引き続き支援を行い、安定的な飲料水の確保に努めてまいります。</p> <p>次に、【農業集落排水事業】についてですが、農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、新築住宅等で僅かながら増加している一方、高齢者の転居等による減少もあり、ほぼ横ばいの状態が続いております。今後も、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努めます。平成 29 年度から「機能診断調査業務」などを実施し、最適な処理方法を検討してまいりました。これにより、農業集落排水事業の持続性を確保し、将来に渡ってその機能を発揮できるよう、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で機器の更新に取り組んでおります。</p> <p>以上、今後の行財政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げました。非常に厳しい財政状況下ではございますが、町民の皆様の安心安全を守る施策に取り組み、また新たなニーズにも迅速に対応できる体制づくりと町民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。このため、町民ニーズに適合するよう絶えず事業の見直しを行うとともに、引き続き、働き方・業務改革を推し進め、持続可能な財政運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>町民の皆様、並びに議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして施政方針とさせていただきます。</p> <p>以上、令和 4 年度施政方針を申し上げます。</p> <p>議会の皆様におかれましては、予算案、並びに関連する議案につきまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号の 7 議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

<p>○笹原議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、令和 4 年度錦江町一般会計予算について、議案第 15 号、令和 4 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 16 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第 17 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、議案第 18 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、議案第 19 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、議案第 20 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 議案については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。</p> <p>以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、17 日の予定でありますので、申し添えておきます。</p>
	<p>散会 14 : 58</p>